

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年9月9日
【計算期間】	第12特定期間（自 平成21年12月11日 至 平成22年6月10日）
【ファンド名】	NCドリーム 九州アジアファンド
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 山本 平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	谷下 明芳
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【電話番号】	03-6377-2934
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① 目 的

主として、九州地域に本社をおく企業ならびに同地域に事業展開する代表的な企業の株式を主要投資対象とする投資信託証券、中国および香港企業の株式を主要投資対象とする外国投資信託証券および日本を除くアジア諸国の企業の株式を主要投資対象とする外国投資信託証券を投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指します。

② 信託金限度額

1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

③ 基本的性格

当ファンドの、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分は、下記の通りです。

（該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型		不動産投信
		その他資産
	内 外	()
		資産複合

《 商品分類の定義 》

単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	日々	オセアニア		
	その他 ()	中南米		
その他資産 (投資信託証券(株 式))*		アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

※投資収益は実質的に日本及び環黄海地域の株式の動きに応じて決まりますが、組入れている資産そのものは投資信託です。

《 属性区分の定義 》

投資対象資産による属性区分

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

決算頻度による属性区分

年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

日 本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資形態による属性区分

ファンド・オブ・ファンズ…社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

※上記は、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

※当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

④ ファンドの特色

●投資対象

原則として、環黄海地域を中心とした東アジアの国々の株式を実質的な主要投資対象とします。

＜環黄海地域とは…＞

黄海とは中国大陆と朝鮮半島の間にある海域です。中国経済の急速な成長により、大きなメリットを享受すると期待される九州や韓国を含む地域を環黄海地域と呼びます。

	地域の特徴	実質的な投資対象
中国および香港	・世界経済を牽引する巨大マーケット ・高度経済成長を実現 ・規制緩和による更なる経済的発展の可能性	中国および香港企業の株式
日本	・世界トップクラスの経済規模 ・アジア最大の時価総額を有する株式市場 ・高度経済成長を続けるアジアに九州が隣接	九州地域に本社をおく企業ならびに同地域に事業展開する代表的な企業の株式
アジア諸国	・高度生産技術・サービス力を備えた各国 ・中国の経済成長による恩恵を享受	日本を除くアジア諸国（韓国、台湾、シンガポール、その他）の企業の株式※

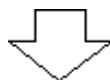
※上記以外の国の株式を実質的に組入れる場合があります。また政治・経済情勢の変化等により、上記の主要投資対象国は見直される場合があります。

●資産配分

当ファンドが実質的に保有する株式の投資配分は概ね以下を基本とします。

日本 0%～ 50%

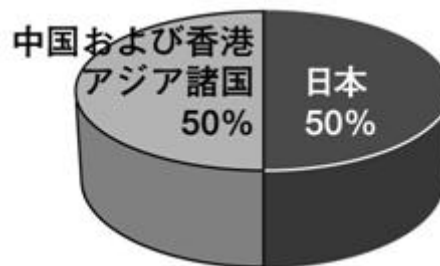
中国および香港アジア諸国 50%～100%



・日本への組入れを
最小（0%）とした場合



・日本への組入れを
最大（50%）とした場合



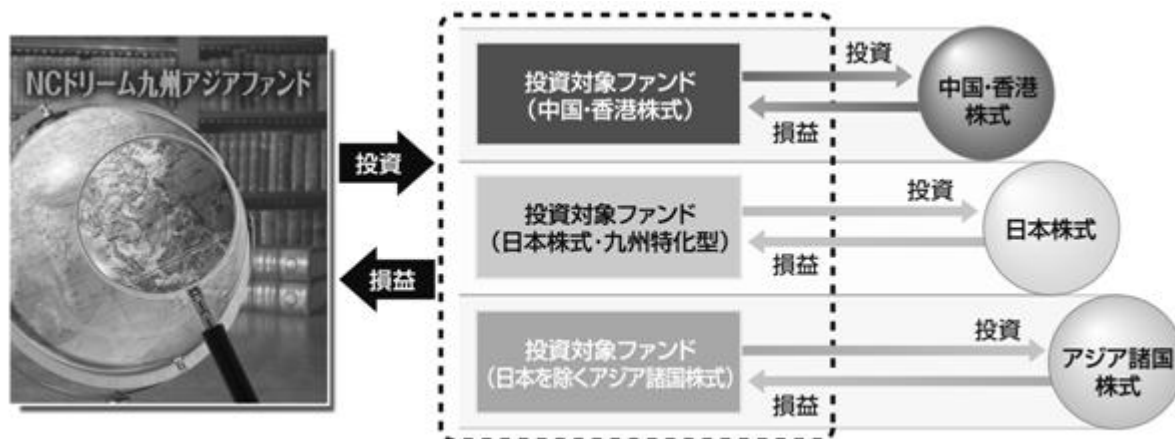
●通貨について

ファンドが実質的に保有する外国株式への投資は為替リスクを伴います。

当ファンドは外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

●ファンド・オブ・ファンズ形式の運用

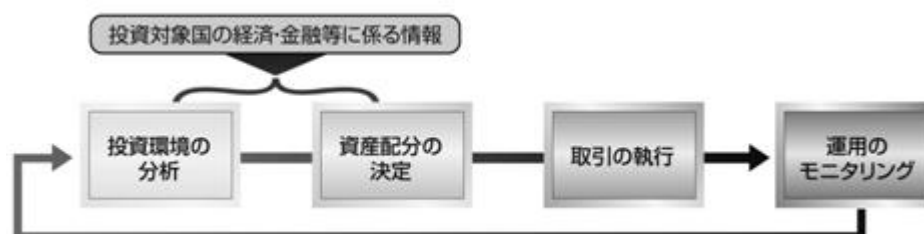
株式を主要投資対象とする投資信託証券（投資対象ファンド）を組入れます。



各国の株式に投資を行う投資対象ファンドを保有することで、実質的に当該株式に投資を行うのと同様の投資効果を目指します。

●運用プロセス

投資環境の分析と投資対象ファンドの運用状況に基づき、資産配分を決定します。



●投資対象ファンドの概要（2010年7月末現在）

九州特化型日本株式ファンド(愛称「がんばれ九州」)(追加型株式投資信託)	
設定日	2002年8月
通貨	円
収益分配	年1回。決算日に分配方針に基づいて行われ、再投資されます。
主要投資対象	日本企業の株式
投資方針	原則として九州地域の経済における主要企業について、地域経済への寄与を考慮した客観的な銘柄選択に基づき運用を行います。九州銘柄および九州関連銘柄を投資銘柄の範囲とし、九州地域への事業展開や株式の流動性を考慮した定量的な分析に基づき運用を行います。
申込手数料	なし
信託報酬等	純資産総額に対し年率1.134%（税抜1.08%） 内訳：委託会社0.5025%、販売会社0.5025%、受託会社0.084% （税抜：委託会社0.50%、販売会社0.50%、受託会社0.08%）
運用会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

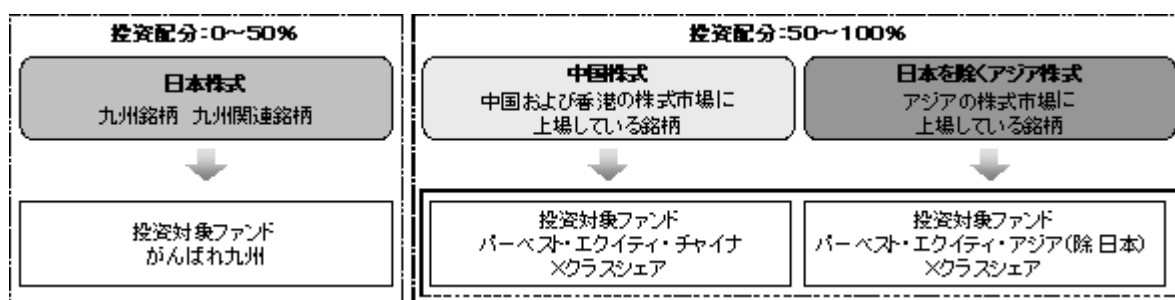
パーベスト・エクイティ・チャイナ・Xクラスシェア(ルクセンブルグ籍・外国投資証券)※	
設定日	1995年3月
通貨	米ドル
収益分配	なし
主要投資対象	中国および香港企業の株式

投資方針	流動性等を考慮のうえ、投資可能な中国および香港の株式市場に上場する株式を投資対象とし、企業への個別訪問やファンダメンタルな調査を基本に、収益の成長率予想や株価のバリュエーションによって選別された銘柄に投資を行います。
申込手数料	なし
信託報酬等	運用報酬：0%、管理事務費用等：純資産総額に対し年率0.3%、その他費用
管理会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ ルクセンブルグ (BNP Paribas Investment Partners Management Luxembourg)
運用会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ アジア (BNP Paribas Investment Partners Asia Ltd.)

パーベスト・エクイティ・アジア（除 日本）・Xクラスシェア(ルクセンブルグ籍・外国投資証券) ※	
設定日	1990年3月
通貨	米ドル
収益分配	なし
主要投資対象	日本を除くアジア企業の株式
投資方針	日本を除くアジアの大型・中型規模の優良企業の株式を投資対象とし、企業への個別訪問やファンダメンタルな調査を基本に、収益予想と株価水準を比較し、割安と判断された銘柄を選別して投資を行います。
申込手数料	なし
信託報酬等	運用報酬：0%、管理事務費用等：純資産総額に対し年率0.3%、その他費用
管理会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ ルクセンブルグ (BNP Paribas Investment Partners Management Luxembourg)
運用会社	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ アジア (BNP Paribas Investment Partners Asia Ltd.)

※ファンド名称は、2010年9月1日付けで「PARVEST CHINA M CLASS SHARE」から「PARVEST EQUITY CHINA X CLASS SHARE」に、「PARVEST ASIA M CLASS SHARE」から「PARVEST EQUITY ASIA EX-JAPAN X CLASS SHARE」に、それぞれ変更されました。また、運用会社は、2010年9月1日付けで「BNP Paribas Asset Management S.A.S.」から「BNP Paribas Investment Partners Asia Ltd.」に変更されました。なお、運用に実質的な変更はありません。

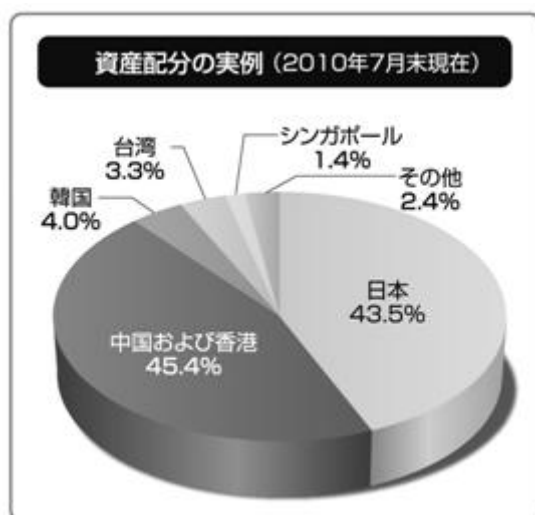
<ポートフォリオのイメージ図>



※将来の投資配分比率をお約束するものではありません。

※投資対象ファンドは、委託会社の判断により、見直しを行う場合があります。

※パーベスト・エクイティ・チャイナおよびパーベスト・エクイティ・アジア（除 日本）は、ルクセンブルグ籍のアンブレラ・ファンド(会社型投資証券)であるパーベストのサブ・ファンドです。パーベストは、投資対象とするパーベスト・エクイティ・チャイナおよびパーベスト・エクイティ・アジア（除 日本）を含む複数のサブ・ファンドにより構成されています。サブ・ファンドには、取得・管理形態により複数のクラスシェアが置かれており、当ファンドはXクラスシェアへのお申込みを行います(2010年9月1日現在)。



- ・実質的な中国および香港株式への投資にあたっては、将来、市場環境に応じて組入れを増やす可能性があります。
- ・今後の中国株式および香港市場の改革に伴い、A株市場への投資の利便性が改善した場合、投資対象ファンドの見直し、実質的にA株を組入れる可能性があります。

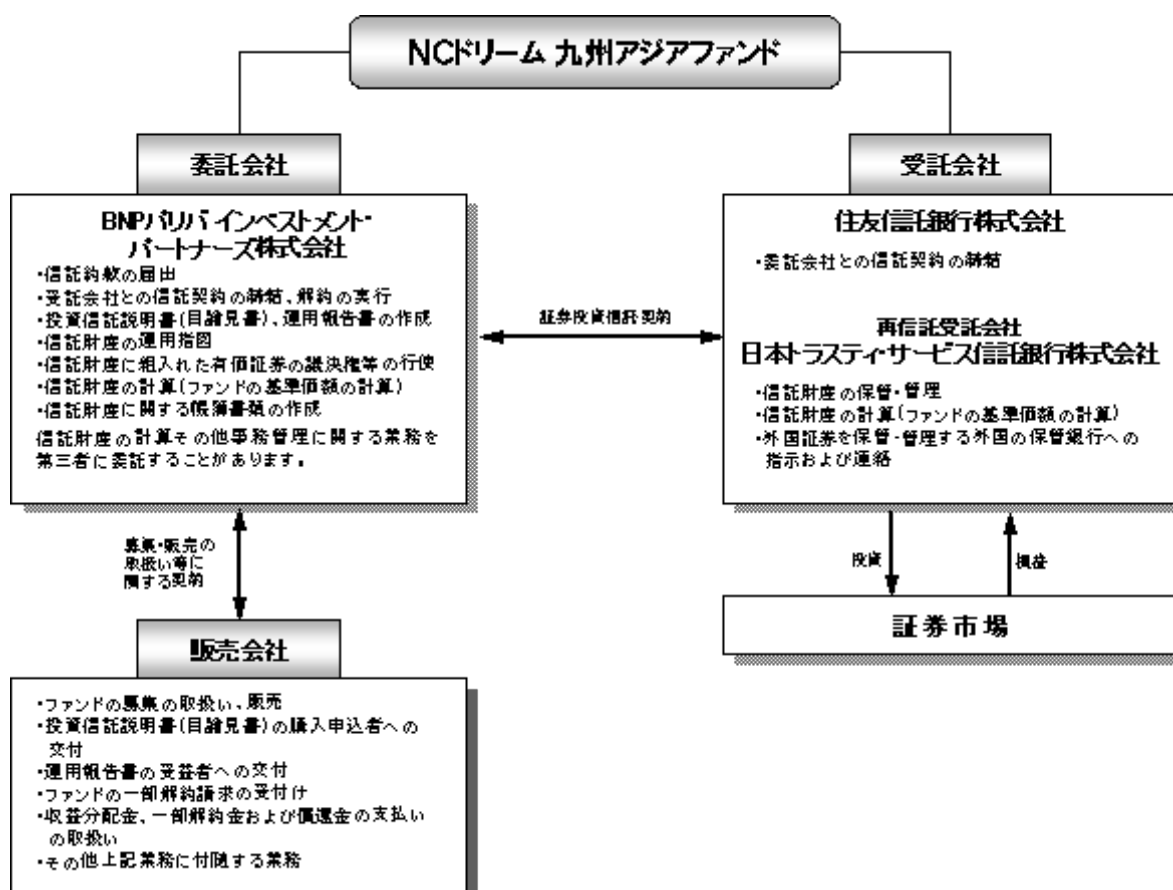
（注）円グラフは、2010年7月末現在の実質的な株式の国別投資配分を、投資対象ファンドが保有する株式の国別投資配分に基づき算出して示したものです。それぞれの投資対象ファンドの国別投資配分は変わりますので、上記の円グラフは、将来の実質的な株式の国別投資配分を示すものではありません。投資対象ファンドおよび投資対象ファンドにおける主要投資対象国は見直される場合があります。

（２）【ファンドの沿革】

2004年6月24日 信託約款締結、当ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



b. ファンドの関係法人および委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

① ファンドの関係法人

名 称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
《受託会社》 住友信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。

《再信託受託会社》 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付け、収益分配金・一部解約金および償還金の支払い等を行います。

② 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

*証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

*募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

c. 委託会社の概況（2010年7月末現在）

① 資本金 4億5,000万円

② 沿革

1998年11月9日 会社設立

1998年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得

1999年2月26日 証券投資顧問業の登録

2000年6月20日 投資一任契約業務の認可取得

2000年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける

2000年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更

2010年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社に社名変更

③ 大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国、パリ 75009、 ブルヴァーオスマン1	9,000株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

a. 運用方針

内外の投資信託証券を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指します。

b. 投資態度

① 主として、九州地域に本社をおく企業ならびに同地域に事業展開する代表的な企業の株式を主要投資対象とする投資信託証券、中国および香港企業の株式を主要投資対象とする外国投資信託証券、および日本を除くアジア諸国の企業の株式を主要投資対象とする外国投資信託証券を投資対象とし、ファンド・オブ・ファンズ形式により運用を行います。

② 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

③ 投資信託証券への投資にあたっては、委託会社が指定する投資信託証券（以下「投資対象ファンド」といいます）の中から、分散投資を行うことを基本とします。

（投資対象ファンド）（2010年9月1日現在）

・九州特化型日本株式ファンド（国内投資信託）

- ・ パーベスト・エクイティ・チャイナ・Xクラスシェア(外国投資証券(ルクセンブルグ籍))
- ・ パーベスト・エクイティ・アジア（除 日本）・Xクラスシェア(外国投資証券(ルクセンブルグ籍))

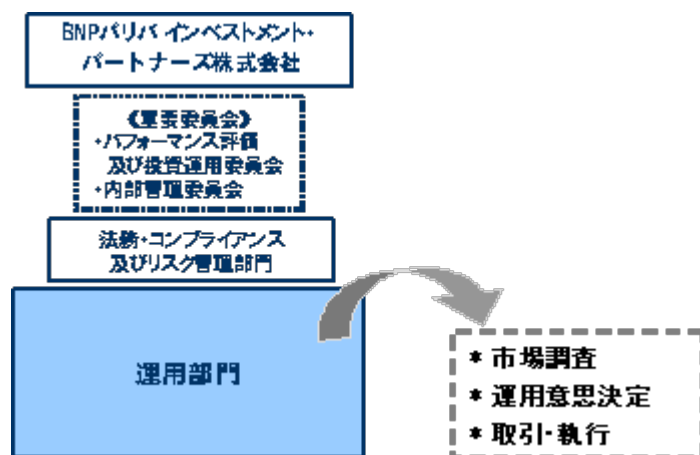
- ④ 当ファンドが実質的に保有する日本株式への投資配分は、純資産総額の概ね0～50%、中国および香港株式ならびにアジア諸国企業の株式への投資配分は50～100%を基本とします。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑥ 投資対象ファンドは、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。この際、投資対象ファンドとして指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が投資対象ファンドとして指定される場合もあります。
- ⑦ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

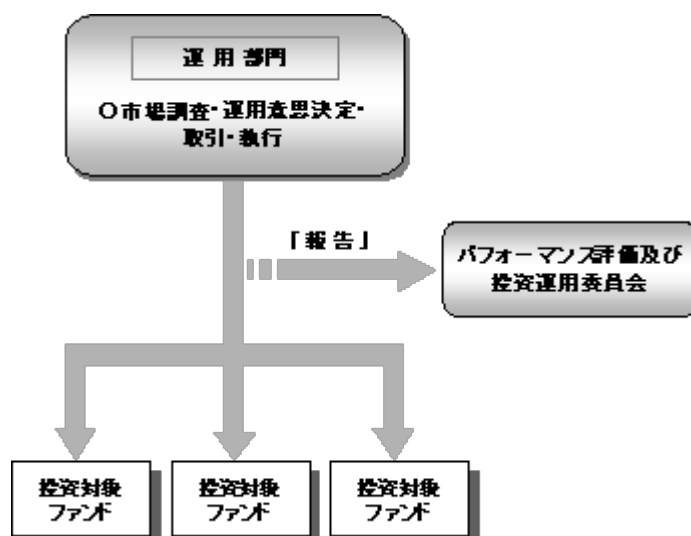
- a. この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- b. 委託会社は、信託金を主として委託会社の指定する投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10号および第11号で定めるものをいいます。）のほか、次の有価証券に投資することを指図します。
 - 1. コマーシャル・ペーパー
 - 2. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- c. 委託会社は、信託金を、bに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
- d. bの規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、cに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の運用部門が、以下の体制により当ファンドの運用を行います。



<投資判断プロセス>



委託会社の運用体制

運用部門（6名程度）

運用の意思決定、取引の執行、市場動向・ポートフォリオ・運用ガイドライン等のモニタリングを行います。

パフォーマンス評価及び投資運用委員会（10名程度）

原則として月1回および随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

内部管理委員会（7名程度）

原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。

法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（5名程度）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視および定期的な確認、法令およびコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

※運用体制等は2010年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

BNPパリバグループの概要（2010年7月末現在）

BNPパリバグループ

BNPパリバグループは信用格付において世界の上位6銀行の一角を占める金融機関です（スタンダード&プアーズによる）。80を超える国と地域において200,000人以上の従業員を擁し、コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、並びにリテール銀行業務という3つの重要な業務分野において、それぞれ業界のキープレーヤーとしての地位を占めています。ヨーロッパでは全業務を展開しており、なかでもフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルグはリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。BNPパリバは、米国においても強力なプレゼンスを築いており、アジアと新興市場にも重要な拠点を有しています。日本国内においても、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ

BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。2010年4月1日、BNPパリバ インベストメント・パートナーズとフォルティス・インベストメンツは、経営統合いたしました。フォルティス・インベストメンツの運用実績と世界に広がる拠点網が、BNPパリバ インベストメント・パートナーズのフレキシブルなパートナーシップ・モデルとこれまで培われた運用戦略と融合し、相乗効果をもたらすものとなりました。約1200人の各資産クラス向けのサービスに精通した運用担当者が、60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを提供しています。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備および運用状況についての報告書を受け取っております。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として3月10日、6月10日、9月10日および12月10日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合、分配を行わないこともあります。また、委託会社においては、ファンドの設定日以降、当ファンドが分配金を支払う際の上記の基準価額水準の目安として、決算日の基準価額が1万口当たり1万円を超えない場合は、分配を行っておりません。

※上記の基準価額水準の目安は、将来、変更される可能性があります。

- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、この信託の運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】**① 株式への投資制限（信託約款）**

株式への直接投資は行いません。

② 外資建資産への投資制限（信託約款）

外貨建資産への投資には制限を設けません。

③ 投資信託証券への投資制限（信託約款）

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、同一銘柄の投資信託証券の投資は信託財産の純資産総額の50%以下とします。

④ 資金の借入れ（信託約款）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日

以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

⑤ 外国為替予約取引の指図（信託約款）

委託会社は、外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

3【投資リスク】

a. ファンドのリスク特性

当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。したがって、換金時に投資元本を下回ることがあります。また収益や投資利回り等は未確定の商品です。

当ファンドは、内外の株式等に投資を行う投資信託証券など値動きのある有価証券を高位に組入れますので、組入れた投資信託証券等の値動きや為替相場の変動の影響により、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは、金融機関の預金と異なり元本が保証されているものではありません。また、当ファンドは、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属することとなります。

- (1) 受益者は、当ファンドの基準価額が、市場における価格変動や為替相場の変動の影響によって、上昇したり下落したりするということが、また権利行使に制限があることに注意を要する必要があります。

以下は、主なリスクとその要因および権利行使の制限に関する説明です。

① 価格変動リスク

当ファンドが投資する投資信託証券が実質的に組入れる株式等の価格は、投資対象国（地域）の政治・経済情勢、金利動向、株式発行会社の業績・信用、市場の需給バランス等の影響を受け、日々価格が変動します。当ファンドの基準価額は、その株式市場の変動の影響を受けて、下落する可能性があります。

② 為替変動リスク

外貨建の投資信託証券の投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動の影響を受けることになります。外国為替相場が、投資する資産の通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因になります。また、組入れる投資信託証券は、海外の外貨建資産に投資するため、当該外国投資信託の価額は、各国為替相場の変動の影響を受けることになり、当ファンドの基準価額も同様に影響を受けます。

③ 信用リスク

投資した企業の経営などに重大な危機が生じた場合、株式などの価格は下落し、投資した資金が回収できなくなることがあります。その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

④ カントリーリスク

当ファンドに組入れる投資信託証券を通じて海外の金融・証券市場に投資を行うため、当該国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、当ファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

⑤ 流動性リスク

投資する投資信託証券が実質的に組入れる株式等には、市場規模や取引量が少ないために、組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない等のリスクがあります。当ファンドの基準価額は、その影響を受けて、下落する可能性があります。

⑥ 権利行使の制限

申込日が、ルクセンブルクの銀行休業日または香港証券取引所の休業日と同一日の場合は、お申込みはできません。売買できる日に制限がありますのでご注意ください。

また、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、

政変、経済事情の変化もしくは政策の変更、その他やむを得ない事情により信託財産で保有する有価証券等の取引の全部または一部が成立しないときは、委託会社の判断により、解約請求の受付を中止または取り消しすることがあります。

(2) その他の留意事項

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

(3) 投資信託に関する一般的なリスク

- ① 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。
- ② 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- ③ 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

(4) 以下の記載事項は、一般的な投資信託についての留意事項です。

- ・投資信託は預金ではありません。
- ・投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・投資信託は元本および利息を保証する商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口となります。）
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

b. リスクの管理体制

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式を採用していますが、運用部門では、組入ファンドが各種市場環境に照らして整合性のある値動きを示しているかどうか、各ファンドが適切なリスクテークをしているかどうか等のモニタリングを行います。また、各ファンドが適切な割合で投資されているかどうかチェックします。業務部門は日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。一方、法務・コンプライアンス及びリスク管理部門においては法令・諸規則、および運用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的チェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

① パフォーマンス評価及び投資運用委員会

構成メンバー	C I O、C E O、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限／責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

② 内部管理委員会

構成メンバー	法務・コンプライアンス部門の代表者、C E O、インベストメント・リスク管理部の代表者、業務部門の代表者、C I O、監査役
所管業務	バック・オフィスに係わるリスクの検証
権限／責任範囲	バック・オフィスに係わるリスクの提言

※上記の内容は2010年7月末現在であり、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料率は、 3.15% ※（税抜 3.0% ）を上限に販売会社が定めるものとします。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）（ 5% ）が含まれています。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）に際し、手数料はかかりません。

ただし、信託財産留保額※（解約請求日の翌営業日の基準価額の 0.1% の率を乗じて得た額）が差し引かれます。

※信託財産留保額とは、信託期間の途中で解約される場合に、投資信託の運用の安定性を高めるのと同時に長期にお持ちになる受益者との公平性を確保するために信託財産中に留保されるものです。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 1.5225% （税抜 1.45% ）を乗じて得た額とします。その配分は以下の通りです。

信託報酬の総額	支払先	配分
年率 1.5225% (税抜 1.45%)	委託会社	年率 0.7875 (税抜 0.75%)
	販売会社	年率 0.6825 (税抜 0.65%)
	受託会社	年率 0.0525 (税抜 0.05%)

- ② 上記の他、投資対象ファンド「九州特化型日本株式ファンド」について、純資産総額に対して年率 1.134% (税抜 1.08%)の信託報酬がかかります。（「パーベスト・エクイティ・チャイナ・Xクラスシェア」および「パーベスト・エクイティ・アジア（除 日本）・Xクラスシェア」は、原則として運用報酬はかかりません。）したがって、実質的な信託報酬の上限額は年率 2.6565% （税抜 2.53% ）となります。なお、実際の信託報酬の合計額は、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。
- ③ 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ④ 信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ① 売買・保管等に要する費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および当該売買委託手数料に対する消費税等相当額、外国における資産の保管料（カストディーフィー）等については信託財産が負担します。

- ② 諸経費

信託財産に関する租税、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）、その他信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産より支弁します。

- ③ 上記の費用の他に、「九州特化型日本株式ファンド」においては、監査費用および印刷費用（純資産総額に対して年率 0.105% （税抜 0.1% ）上限）・有価証券売買委託手数料・諸経費等、「パーベスト・エクイティ・チャイナ・Xクラスシェア」および「パーベスト・エクイティ・アジア（除 日本）・Xクラスシェア」においては、管理事務費用等（それぞれ純資産総額に対して年率 0.3% ）・その他費用がかかります。

※ 「その他の費用・手数料」のうち料率・上限額等を表示していないものについては、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

上記（１）から（４）の手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（2010年7月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせ下さい。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

● 個人の受益者に対する課税

収益分配金について

2011年12月31日まで	2012年1月1日以降
収益分配金（普通分配金）に対し、源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）が源泉徴収されます。	収益分配金（普通分配金）に対して、20%（所得税15%、地方税5%）が源泉徴収されます。

＊ 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損との損益通算を行うことができます。

＊ 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

一部解約金、償還金について

2011年12月31日まで	2012年1月1日以降
解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）の申告分離課税が適用されます。	解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。

＊ 一部解約金および償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額とみなされ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限り、）と損益通算を行うことができます。

＊ 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

● 法人の受益者に対する課税

収益分配金について

2011年12月31日まで	2012年1月1日以降
収益分配金（普通分配金）に対し、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。	収益分配金（普通分配金）に対して、15%（所得税）が源泉徴収されます。

一部解約金、償還金について

2011年12月31日まで	2012年1月1日以降
解約価額または償還価額の個別元本超過額に対し、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。	解約価額または償還価額の個別元本超過額に対して、15%（所得税）が源泉徴収されます。

◆ 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

◆ 配当控除、益金不算入制度は、当ファンドには適用されません。

<個別元本について>

- ① 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

＜収益分配金の課税について＞

- ① 追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「特別分配金」があります。
- ② 受益者が収益分配金を受け取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
- ③ 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 買取については、販売会社にお問合わせ下さい。

※ 詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】（2010年7月末現在）

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	2,878,501,775	55.73
投資信託受益証券	日本	2,248,490,118	43.53
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		37,877,540	0.73
合計（純資産総額）		5,164,869,433	100.00

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】（2010年7月末現在）

①【投資有価証券の主要銘柄】

（主要銘柄の明細）

順位	地域	銘柄名	種類	株数/口数	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	九州特化型日本株式ファンド	投資信託 受益証券	2,831,851,535	0.8008	2,267,745,709	0.7940	2,248,490,118	43.53
2	ルクセンブルグ	PARVEST CHINA W CLASS SHARE	投資証券	190,628,245	8.669.99	1,652,745,892	10,097.08	1,924,789,090	37.27
3	ルクセンブルグ	PARVEST ASIA W CLASS SHARE	投資証券	32,577,884	26,009.99	847,342,959	29,275.12	953,712,745	18.47

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（種類別投資比率）

資産の種類	国内/外国	投資比率(%)
投資証券	外国	55.73
投資信託受益証券	国内	43.53
合 計		99.27

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

＜参考情報＞

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の投資資産は、以下の通りです。

（主要銘柄の明細）

PARVEST CHINA（パーベスト・チャイナ）（2010年7月末現在）

順位	国／地域	銘柄名	種類	業種	投資比率 (%)
1	香港	CHINA MOBILE	株式	通信	5.88
2	中国	CHINA LIFE INSURANCE H	株式	保険	5.84
3	中国	BANK OF CHINA	株式	銀行	5.32
4	中国	INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA H	株式	銀行	4.93
5	中国	CHINA CONSTRUCTION BANK H	株式	銀行	4.86
6	香港	CNOOC	株式	エネルギー	4.72
7	中国	PETROCHINA H	株式	エネルギー	4.48
8	中国	PING AN INSURANCE GROUP CO H	株式	保険	3.48
9	中国	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL H	株式	エネルギー	2.68
10	中国	CHINA SHENHUA ENERGY	株式	エネルギー	2.62

※投資比率は、ファンドの資産合計に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

PARVEST ASIA（パーベスト・アジア）（2010年7月末現在）

順位	国／地域	銘柄名	種類	業種	投資比率 (%)
1	香港	CHINA MOBILE	株式	通信	4.95
2	台湾	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	株式	半導体	4.36
3	中国	CHINA CONSTRUCTION BANK H	株式	銀行	4.06
4	中国	INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA H	株式	銀行	4.06
5	韓国	SAMSUNG ELECTRONICS	株式	電子機器	3.81
6	中国	CHINA LIFE INSURANCE H	株式	保険	3.61
7	香港	CNOOC	株式	エネルギー	3.19
8	韓国	HYUNDAI MOTOR	株式	自動車工業	3.02
9	香港	SUN HUNG KAI PROPERTIES	株式	不動産	2.92
10	韓国	POSCO	株式	エネルギー	2.86

※投資比率は、ファンドの資産合計に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

九州特化型日本株式ファンド（2010年7月末現在）

順位	国／地域	銘柄名	種類	業種	株数	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	メガファクトリー	株式	医薬品	76,800	3,310.00	2,552,280.00	3,380.00	25,491,800.00	9.00
2		九州電力	株式	電気・ガス業	128,900	2,508.00	3,231,216.00	2,565.00	3,308,805.00	8.86
3		みくおかフィナンシャルグループ	株式	銀行業	877,000	418.40	367,000.80	380.00	332,720.00	8.80
4		新日本製鐵	株式	鉄鋼	821,000	385.10	316,187.10	295.00	242,195.00	8.84
5		イトーヨーカ堂	株式	小売業	306,000	864.00	265,472.00	689.00	212,846.00	8.41
6		西日本シティ銀行	株式	銀行業	887,000	248.00	220,176.00	262.00	233,124.00	8.17
7		楽天	株式	サービス業	2,686	81,731.17	219,342,461.17	88,200.00	237,803,000.00	8.06
8		コカ・コーラウエスト	株式	飲料業	102,800	1,802.00	184,886.00	1,887.00	194,774.00	8.73
9		安川電機	株式	電気機器	218,000	887.00	193,166.00	861.00	187,818.00	8.01
10		西日本鉄道	株式	鉄道業	381,000	368.18	140,486.18	380.00	144,180.00	4.89
11		三菱重工	株式	機械	389,000	381.00	148,209.00	324.00	126,276.00	4.81
12		東洋エレクトロニクス	株式	電気機器	22,100	6,300.00	1,392,300.00	4,840.00	107,044.00	3.88
13		西都瓦斯	株式	電気・ガス業	343,000	252.00	86,436.00	240.00	82,320.00	2.94
14		住友金属工業	株式	鉄鋼	288,000	250.00	72,000.00	200.00	57,600.00	2.09
15		ブレナ	株式	小売業	40,800	1,407.14	57,409.00	1,338.00	54,383.00	1.94
16		鹿児島銀行	株式	銀行業	88,000	863.00	75,864.00	640.00	56,320.00	1.71
17		コスモス薬品	株式	小売業	18,300	1,948.00	35,648.00	2,178.00	39,867.00	1.42
18		丸電工	株式	建設業	76,000	800.00	60,800.00	474.00	35,964.00	1.27
19		ナフコ	株式	小売業	24,100	1,900.00	45,780.00	1,485.00	35,680.00	1.28
20		住友金属鉱山	株式	金属業	28,000	1,488.58	41,680.00	1,160.00	32,480.00	1.16
21		ゼンリン	株式	物流・運輸業	33,000	1,288.00	42,504.00	885.00	29,247.00	1.08
22		ローソン	株式	電気機器	4,800	8,476.00	40,684.80	6,460.00	31,008.00	0.90
23		日産ホールディングス	株式	建設業	48,000	847.00	40,656.00	605.00	29,040.00	0.88
24		三井ハイテック	株式	電気機器	38,000	1,143.00	43,434.00	885.00	33,630.00	0.84
25		旭化成工業	株式	化学	98,000	246.00	24,108.00	202.00	19,796.00	0.80
26		住友化学工業	株式	化学	100,000	200.00	20,000.00	172.00	17,200.00	0.63

※投資比率は、ファンドの資産合計に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

（種類別及び業種別投資比率）

九州特化型日本株式ファンド（2010年7月末現在）

種 類	業 種	投 資 比 率 (%)
株 式	銀行業	16.58
株 式	電気・ガス業	11.78
株 式	鉄鋼	10.64
株 式	電気機器	10.44
株 式	医薬品	9.06
株 式	ガラス・土石製品	6.41
株 式	サービス業	6.05
株 式	食料品	5.73
株 式	陸運業	4.89
株 式	小売業	4.62
株 式	機械	4.61
株 式	建設業	1.27
株 式	非鉄金属	1.15
株 式	情報・通信業	1.06
株 式	保険業	0.86
株 式	化学	0.69
株 式	輸送用機器	0.63
合 計		96.47

＊投資比率は、ファンドの資産合計に対する当該種類及び業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

当ファンドの各計算期間末日および2010年7月末前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

特定期間	計算期間			純資産総額(円)		基準価額(円)	
				(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	(第1期末)	2004年	9月10日	1,086,588,802	1,107,884,963	10,000	10,196
	(第2期末)		12月10日	1,811,888,843	1,811,888,843	9,965	9,965
第2特定期間	(第3期末)	2005年	3月10日	1,863,087,726	1,996,855,496	10,000	10,718
	(第4期末)		6月10日	2,451,335,904	2,451,335,904	9,919	9,919
第3特定期間	(第5期末)		9月12日	2,279,302,009	2,474,418,725	10,000	10,856
	(第6期末)		12月12日	2,764,730,705	3,143,494,433	10,000	11,370
第4特定期間	(第7期末)	2006年	3月10日	4,635,767,586	4,919,000,979	10,000	10,611
	(第8期末)		6月12日	6,168,067,931	6,168,067,931	9,546	9,546
第5特定期間	(第9期末)		9月11日	6,848,357,748	7,151,711,920	10,001	10,444
	(第10期末)		12月11日	7,585,150,381	8,496,862,402	10,000	11,202
第6特定期間	(第11期末)	2007年	3月12日	9,248,896,492	9,778,823,705	10,001	10,574
	(第12期末)		6月11日	10,701,948,333	11,853,402,611	10,001	11,077
第7特定期間	(第13期末)		9月10日	13,839,389,566	14,150,753,569	10,001	10,226
	(第14期末)		12月10日	12,922,449,823	14,499,319,152	10,080	11,310
第8特定期間	(第15期末)	2008年	3月10日	11,743,601,167	11,743,601,167	7,483	7,483
	(第16期末)		6月10日	12,015,153,745	12,015,153,745	8,026	8,026
第9特定期間	(第17期末)		9月10日	8,954,849,364	8,954,849,364	6,581	6,581
	(第18期末)		12月10日	5,909,053,301	5,909,053,301	4,580	4,580
第10特定期間	(第19期末)	2009年	3月10日	5,104,776,974	5,104,776,974	4,029	4,029
	(第20期末)		6月10日	6,858,615,149	6,858,615,149	5,561	5,561
第11特定期間	(第21期末)		9月10日	6,995,194,051	6,995,194,051	5,806	5,806
	(第22期末)		12月10日	6,537,009,801	6,537,009,801	5,735	5,735
第12特定期間	(第23期末)	2010年	3月10日	6,165,104,908	6,165,104,908	5,667	5,667
	(第24期末)		6月10日	5,302,578,550	5,302,578,550	5,309	5,309
2009年 7月末				7,117,080,561	—	5,860	—
8月末				6,850,243,111	—	5,678	—
9月末				6,632,866,965	—	5,537	—
10月末				6,751,766,030	—	5,745	—
11月末				6,409,869,773	—	5,571	—
12月末				6,532,630,276	—	5,831	—
2010年 1月末				5,923,200,875	—	5,393	—
2月末				5,935,579,837	—	5,439	—
3月末				6,293,171,734	—	5,950	—
4月末				6,031,139,211	—	5,946	—
5月末				5,390,333,421	—	5,363	—
6月末				5,311,852,121	—	5,396	—
7月末				5,164,869,433	—	5,383	—

*基準価額は1万口当たり

②【分配の推移】

特定期間	計算期間			分配金(円)
第1特定期間	第1期	自 2004年 6月24日	至 2004年 9月10日	198
	第2期	自 2004年 9月11日	至 2004年12月10日	—
第2特定期間	第3期	自 2004年12月11日	至 2005年 3月10日	718
	第4期	自 2005年 3月11日	至 2005年 6月10日	—
第3特定期間	第5期	自 2005年 6月11日	至 2005年 9月12日	856
	第6期	自 2005年 9月13日	至 2005年12月12日	1,370
第4特定期間	第7期	自 2005年12月13日	至 2006年 3月10日	611
	第8期	自 2006年 3月11日	至 2006年 6月12日	—
第5特定期間	第9期	自 2006年 6月13日	至 2006年 9月11日	443
	第10期	自 2006年 9月12日	至 2006年12月11日	1,202
第6特定期間	第11期	自 2006年12月12日	至 2007年 3月12日	573
	第12期	自 2007年 3月13日	至 2007年 6月11日	1,076
第7特定期間	第13期	自 2007年 6月12日	至 2007年 9月10日	225
	第14期	自 2007年 9月11日	至 2007年12月10日	1,230
第8特定期間	第15期	自 2007年12月11日	至 2008年 3月10日	—
	第16期	自 2008年 3月11日	至 2008年 6月10日	—
第9特定期間	第17期	自 2008年 6月11日	至 2008年 9月10日	—
	第18期	自 2008年 9月11日	至 2008年12月10日	—
第10特定期間	第19期	自 2008年12月11日	至 2009年 3月10日	—
	第20期	自 2009年 3月11日	至 2009年 6月10日	—
第11特定期間	第21期	自 2009年 6月11日	至 2009年 9月10日	—
	第22期	自 2009年 9月11日	至 2009年12月10日	—
第12特定期間	第23期	自 2009年12月11日	至 2010年 3月10日	—
	第24期	自 2010年 3月11日	至 2010年 6月10日	—

*分配金は1万口当たり

③【収益率の推移】

特定期間	計算期間			収益率(%)
第1特定期間	第1期	自 2004年 6月24日	至 2004年 9月10日	2.0
	第2期	自 2004年 9月11日	至 2004年12月10日	△ 0.4
第2特定期間	第3期	自 2004年12月11日	至 2005年 3月10日	7.6
	第4期	自 2005年 3月11日	至 2005年 6月10日	△ 0.8
第3特定期間	第5期	自 2005年 6月11日	至 2005年 9月12日	9.4
	第6期	自 2005年 9月13日	至 2005年12月12日	13.7
第4特定期間	第7期	自 2005年12月13日	至 2006年 3月10日	6.1
	第8期	自 2006年 3月11日	至 2006年 6月12日	△ 4.5
第5特定期間	第9期	自 2006年 6月13日	至 2006年 9月11日	9.4
	第10期	自 2006年 9月12日	至 2006年12月11日	12.0
第6特定期間	第11期	自 2006年12月12日	至 2007年 3月12日	5.7
	第12期	自 2007年 3月13日	至 2007年 6月11日	10.8
第7特定期間	第13期	自 2007年 6月12日	至 2007年 9月10日	2.2
	第14期	自 2007年 9月11日	至 2007年12月10日	13.1
第8特定期間	第15期	自 2007年12月11日	至 2008年 3月10日	△ 25.8
	第16期	自 2008年 3月11日	至 2008年 6月10日	7.3
第9特定期間	第17期	自 2008年 6月11日	至 2008年 9月10日	△ 18.0
	第18期	自 2008年 9月11日	至 2008年12月10日	△ 30.4
第10特定期間	第19期	自 2008年12月11日	至 2009年 3月10日	△ 12.0
	第20期	自 2009年 3月11日	至 2009年 6月10日	38.0
第11特定期間	第21期	自 2009年 6月11日	至 2009年 9月10日	4.4
	第22期	自 2009年 9月11日	至 2009年12月10日	△ 1.2
第12特定期間	第23期	自 2009年12月11日	至 2010年 3月10日	△ 1.2
	第24期	自 2010年 3月11日	至 2010年 6月10日	△ 6.3

*各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1期については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの各計算期間における設定および解約の実績は次の通りです。

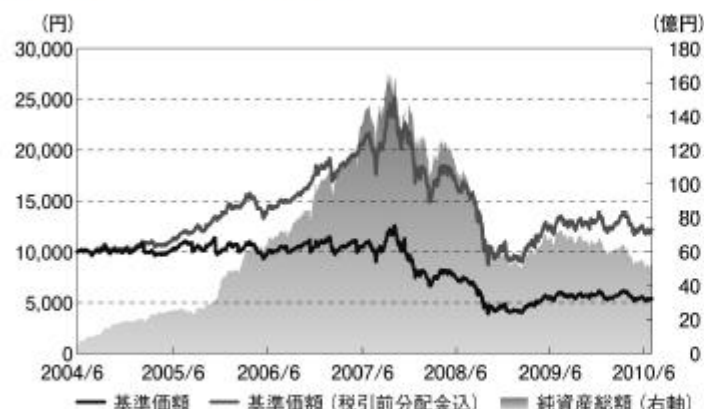
特定期間	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第1特定期間	第1期 自 2004年 6月24日 至 2004年 9月10日	1,089,037,074	2,498,223	1,086,538,851
	第2期 自 2004年 9月11日 至 2004年12月10日	755,199,816	23,499,528	1,818,239,139
第2特定期間	第3期 自 2004年12月11日 至 2005年 3月10日	151,398,400	106,576,672	1,863,060,867
	第4期 自 2005年 3月11日 至 2005年 6月10日	722,813,511	114,566,851	2,471,307,527
第3特定期間	第5期 自 2005年 6月11日 至 2005年 9月12日	92,926,797	284,833,436	2,279,400,888
	第6期 自 2005年 9月13日 至 2005年12月12日	623,220,221	137,922,323	2,764,698,786
第4特定期間	第7期 自 2005年12月13日 至 2006年 3月10日	1,928,236,088	57,363,789	4,635,571,085
	第8期 自 2006年 3月11日 至 2006年 6月12日	1,977,799,909	151,678,253	6,461,692,741
第5特定期間	第9期 自 2006年 6月13日 至 2006年 9月11日	615,380,301	229,349,057	6,847,723,985
	第10期 自 2006年 9月12日 至 2006年12月11日	1,025,858,999	288,624,401	7,584,958,583
第6特定期間	第11期 自 2006年12月12日 至 2007年 3月12日	2,098,530,287	435,195,443	9,248,293,427
	第12期 自 2007年 3月13日 至 2007年 6月11日	1,790,044,999	337,090,487	10,701,247,939
第7特定期間	第13期 自 2007年 6月12日 至 2007年 9月10日	3,522,959,611	385,807,383	13,838,400,167
	第14期 自 2007年 9月11日 至 2007年12月10日	624,490,028	1,642,814,344	12,820,075,851
第8特定期間	第15期 自 2007年12月11日 至 2008年 3月10日	3,289,897,212	417,013,994	15,692,959,069
	第16期 自 2008年 3月11日 至 2008年 6月10日	97,796,068	820,177,894	14,970,577,243
第9特定期間	第17期 自 2008年 6月11日 至 2008年 9月10日	21,108,139	1,384,957,794	13,606,727,588
	第18期 自 2008年 9月11日 至 2008年12月10日	25,688,642	729,663,085	12,902,753,145
第10特定期間	第19期 自 2008年12月11日 至 2009年 3月10日	13,895,825	246,801,803	12,669,847,167
	第20期 自 2009年 3月11日 至 2009年 6月10日	27,511,943	364,922,011	12,332,437,099
第11特定期間	第21期 自 2009年 6月11日 至 2009年 9月10日	35,945,169	321,200,253	12,047,182,015
	第22期 自 2009年 9月11日 至 2009年12月10日	6,908,930	654,931,261	11,399,159,684
第12特定期間	第23期 自 2009年12月11日 至 2010年 3月10日	5,136,970	525,679,353	10,878,617,301
	第24期 自 2010年 3月11日 至 2010年 6月10日	4,233,027	894,307,503	9,988,542,825

(注1) 本邦以外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期計算期間の設定口数(口)には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

<参考情報> 運用実績（2010年7月末現在）

●基準価額・純資産の推移



※「基準価額(税引前分配金込)」は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しております。

※基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額	5,383円
純資産総額	51.6億円

■分配の推移

2009年 6月	0 円
2009年 9月	0 円
2009年12月	0 円
2010年 3月	0 円
2010年 6月	0 円
直近1年間累計	0 円
設定来累計	8,500 円

※1万口当たり(税引前)

●主要な資産の状況

<投資状況>

資産の種類	ファンド名(国名)	純資産比率(%)
投資信託証券	九州特化型日本株式ファンド(日本)	43.53
	パーベスト・チャイナ・Mクラスシェア(ルクセンブルグ)	37.27
	パーベスト・アジア・Mクラスシェア(ルクセンブルグ)	18.47
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.73
合計		100.00

<投資対象ファンドの組入上位10銘柄>

九州特化型日本株式ファンド

順位	種類	地域	銘柄名	業種	純資産比率(%)
1	株式	日本	久光製薬	医薬品	9.06
2	株式	日本	九州電力	電気・ガス業	8.85
3	株式	日本	ふくおかフィナンシャルグループ	銀行業	8.69
4	株式	日本	新日本製鐵	鉄鋼	8.64
5	株式	日本	TOTO	ガラス・土石製品	6.41
6	株式	日本	西日本シティ銀行	銀行業	6.17
7	株式	日本	楽天	サービス業	6.05
8	株式	日本	コカ・コーラウエスト	食料品	5.73
9	株式	日本	安川電機	電気機器	5.01
10	株式	日本	西日本鉄道	陸運業	4.89

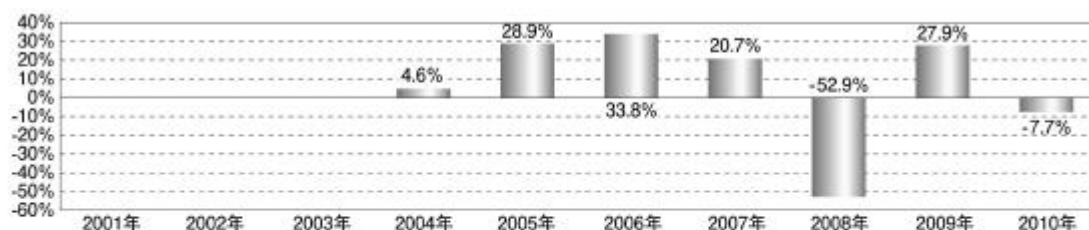
パーベスト・チャイナ・Mクラスシェア

順位	種類	国/地域	銘柄名	業種	純資産比率(%)
1	株式	香港	CHINA MOBILE	通信	5.88
2	株式	中国	CHINA LIFE INSURANCE H	保険	5.84
3	株式	中国	BANK OF CHINA	銀行	5.32
4	株式	中国	INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA H	銀行	4.93
5	株式	中国	CHINA CONSTRUCTION BANK H	銀行	4.88
6	株式	香港	CNOOC	エネルギー	4.72
7	株式	中国	PETROCHINA H	エネルギー	4.48
8	株式	中国	PING AN INSURANCE GROUP CO H	保険	3.48
9	株式	中国	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL H	エネルギー	2.68
10	株式	中国	CHINA SHENHUA ENERGY	エネルギー	2.62

パーベスト・アジア・Mクラスシェア

順位	種類	国/地域	銘柄名	業種	純資産比率(%)
1	株式	香港	CHINA MOBILE	通信	4.95
2	株式	台湾	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体	4.36
3	株式	中国	CHINA CONSTRUCTION BANK H	銀行	4.06
4	株式	中国	INDUSTRIAL & COMMERCIAL BANK OF CHINA H	銀行	4.06
5	株式	韓国	SAMSUNG ELECTRONICS	電子機器	3.81
6	株式	中国	CHINA LIFE INSURANCE H	保険	3.61
7	株式	香港	CNOOC	エネルギー	3.19
8	株式	韓国	HYUNDAI MOTOR	自動車工業	3.02
9	株式	香港	SUN HUNG KAI PROPERTIES	不動産	2.92
10	株式	韓国	POSCO	エネルギー	2.86

■年間収益率の推移



※設定日以降の騰落率を表示しております。2004年は設定時から12月末までの騰落率、2010年は7月末までの騰落率です。

※収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして算出しております。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

*ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

*運用実績は別途月次等で適時開示しており、表紙に記載する委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ① お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込み下さい。
- ② お申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- ③ ルクセンブルグの銀行休業日または香港証券取引所の休業日と同一日の場合には、お申込みの受付は行いません。
- ④ お申込単位につきましては、販売会社にお問合わせ下さい。
- ⑤ お申込価額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ お申込手数料は、 3.15% ※（税抜 3.0% ）を上限に販売会社が定めるものとします。詳細につきましては、販売会社にお問合わせ下さい。
※当該申込手数料にかかる消費税等相当額（ 5% ）が含まれています。
- ⑦ 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替市場の停止または世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更、その他やむを得ない事情により信託財産で保有する有価証券等の取引の全部または一部が成立しないときは、委託会社の判断により、追加設定のお申込みの受付を中止または取り消しすることがあります。
- ⑧ 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- ① 中途解約のお申込みは、ご購入いただいた販売会社で、所定の方法にてお申込み下さい。
- ② 中途解約のお申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時までとします。なお、午後3時を過ぎての中途解約のお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- ③ ルクセンブルグの銀行休業日または香港証券取引所の休業日と同一日の場合には、中途解約のお申込みの受付は行いません。
- ④ 解約単位は1口単位とします。ただし、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問合わせ下さい。
- ⑤ 解約価額は、解約申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（ 0.1% ）を引いた額とします。なお、解約価額についてのお問合わせは、販売会社または委託会社までご連絡下さい。

《委託会社へのお問合わせ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

- ⑥ 解約代金は、原則として解約申込受付日から起算して6営業日目から販売会社にてお支払いします。
- ⑦ 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替市場の停止または世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更、その他やむを得ない事情により信託財産で保有する有価証券等の取引の全部または一部が成立しないときは、委託会社の判断により、解約請求の受付を中止または取り消しすることがあります。
- ⑧ ⑦の規定により解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該

受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして⑤の規定に準じて算定した価額とします。

- ⑨ 買取請求の取扱いは販売会社によって異なりますので、販売会社へお問合わせ下さい。
- ⑩ 当ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいい、原則として毎営業日に計算されます。当ファンドでは便宜上1万口単位で示すことがあります。

投資対象ファンドについては、原則として、投資証券については1株あたり純資産額、国内投資信託については基準価額で日々評価します。外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。（掲載名「NCドリ」）

《委託会社へのお問合わせ先》
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
電話番号：0120-996-222
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時
ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

（２）【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

原則として無期限とします。

ただし、受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款の規定により、信託を終了する場合があります。

（４）【計算期間】

- ① 計算期間は、毎年3月11日から6月10日、6月11日から9月10日、9月11日から12月10日および12月11日から翌年3月10日までとすることを原則とします。
- ② 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

① 信託契約の解約

● 以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）します。

- ・ 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
- ・ 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、2分の1を超える受益者の反対がない場合に限り、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・ 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

この場合、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契

約に係る知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

● 以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）することがあります。

- ・ 受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合。
- ・ 受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

この場合、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

当該書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

なお、前述の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前述の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

② 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③ 信託約款の変更

- 委託会社が、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、ならびに監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときには、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ることにより、信託約款を変更することがあります。

- 信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、以下の規定にしたがいます。

- ・ あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ・ この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。
- ・ 一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- ・ 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、法令の定めるところにより、毎年6月および12月に到来する計算期間終了時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

⑥ 関係法人との契約の更改に関する事項

○販売会社

「募集・販売の取り扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づいて当ファンドの募集の取扱い等を委託しています。当該契約の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取扱いします。

⑦ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

(1) 当ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(2) 収益分配金に対する権利

① 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として、決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

② 受益者は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(3) 償還金に対する権利

① 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する証券会社または登録金融機関販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として、償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

② 受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(4) 受益権の換金請求権

① 受益者は、自己に帰属する受益権について、換金することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

② 解約代金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(5) 受益者集会は開催されません。

(6) 反対者の買取請求権

① 信託契約の解約または信託約款の変更にかかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨が付記されます。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

② 前記①の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、信託契約の解約または信託約款の変更は行われません。その場合、委託会社は、解約または変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告は行われません。

(7) 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。ただし、第11特定期間については「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （2）当ファンドの計算期間は3ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

- （3）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11特定期間（平成21年6月11日から平成21年12月10日まで）および第12特定期間（平成21年12月11日から平成22年6月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【NCドリーム九州アジアファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第11特定期間末 (平成21年12月10日現在)	第12特定期間末 (平成22年6月10日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	1,581	109,489,780
コール・ローン	97,797,060	44,865,196
投資証券	3,941,714,553	2,800,579,627
投資信託受益証券	2,538,766,319	2,359,838,709
未収入金	—	23,835,000
未収利息	133	61
流動資産合計	6,578,279,646	5,338,608,373
資産合計	6,578,279,646	5,338,608,373
負債の部		
流動負債		
未払解約金	15,568,595	12,942,777
未払受託者報酬	877,198	787,059
未払委託者報酬	24,561,552	22,037,487
その他未払費用	262,500	262,500
流動負債合計	41,269,845	36,029,823
負債合計	41,269,845	36,029,823
純資産の部		
元本等		
元本	*1 11,399,159,684	*1 9,988,542,825
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	*2 △4,862,149,883	*2 △4,685,964,275
（分配準備積立金）	39,293,077	34,633,412
元本等合計	6,537,009,801	5,302,578,550
純資産合計	6,537,009,801	5,302,578,550
負債純資産合計	6,578,279,646	5,338,608,373

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11特定期間 自 平成21年 6 月11日 至 平成21年12月10日	第12特定期間 自 平成21年12月11日 至 平成22年 6 月10日
営業収益		
受取利息	16,308	12,516
有価証券売買等損益	636,422,066	△505,615,250
為替差損益	△377,120,393	136,117,516
営業収益合計	259,317,981	△369,485,218
営業費用		
受託者報酬	1,785,219	1,600,945
委託者報酬	49,986,042	44,826,257
その他費用	528,746	534,622
営業費用合計	52,300,007	46,961,824
営業利益又は営業損失（△）	207,017,974	△416,447,042
経常利益又は経常損失（△）	207,017,974	△416,447,042
当期純利益又は当期純損失（△）	207,017,974	△416,447,042
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△5,537,425	15,331,550
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△5,473,821,950	△4,862,149,883
剰余金増加額又は欠損金減少額	417,362,029	611,952,117
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	417,362,029	611,952,117
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	18,245,361	3,987,917
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	18,245,361	3,987,917
分配金	*1 —	*1 —
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,862,149,883	△4,685,964,275

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第11特定期間 (自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日)	第12特定期間 (自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日)
1.有価証券 の評価基準 及び評価方 法	(1) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評 価しております。時価評価にあたっては、 投資証券の基準価額で評価しております。 (2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評 価しております。時価評価にあたっては、 投資信託受益証券の基準価額で評価して おります。	(1) 投資証券 同左 (2) 投資信託受益証券 同左
2.デリバ ティブの評 価基準及び 評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として、我が国にお ける特定期間末日の対顧客先物相場の仲値 で評価しております。	為替予約取引 同左
3.その他財 務諸表作 成のための 基本となる 重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の 計算に関する規則」(平成12年総理府令第 133号)第60条及び61条に基づき処理して おります。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

第11特定期間末 (平成21年12月10日現在)	第12特定期間末 (平成22年6月10日現在)
＊1 (1) 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額及び期中解約元本額 期首元本額 12,332,437,099 円 期中追加設定元本額 42,854,099 円 期中解約元本額 976,131,514 円 (2) 特定期間末における受益権の総数 11,399,159,684 口	＊1 (1) 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額及び期中解約元本額 期首元本額 11,399,159,684 円 期中追加設定元本額 9,369,994 円 期中解約元本額 1,419,986,856 円 (2) 特定期間末における受益権の総数 9,988,542,822 口
＊2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下 回っており、その差額は、4,862,149,883円 であります。	＊2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下 回っており、その差額は、4,685,964,275円 であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第11特定期間 （自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日）	第12特定期間 （自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日）
※1 分配金の計算過程 （自 平成21年6月11日 至 平成21年9月10日） 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（9,717円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（11,224,826円）、及び分配準備積立金（41,411,917円）より分配対象収益は52,646,460円（1万口当たり43.68円）であります。分配方針により分配を行っておりません。 （自 平成21年9月11日 至 平成21年12月10日） 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（10,644,090円）、及び分配準備積立金（39,293,077円）により分配対象収益は49,937,167円（1万口当たり43.79円）であります。分配方針により分配を行っておりません。	※1 分配金の計算過程 （自 平成21年12月11日 至 平成22年3月10日） 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（10,175,351円）、及び分配準備積立金（37,614,387円）より分配対象収益は47,789,738円（1万口当たり43.92円）であります。分配方針により分配を行っておりません。 （自 平成22年3月11日 至 平成22年6月10日） 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（9,356,847円）、及び分配準備積立金（34,633,412円）により分配対象収益は43,990,259円（1万口当たり44.03円）であります。分配方針により分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

	第11特定期間 (自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日)	第12特定期間 (自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日)
1. 金融商品に対する取組方針	—	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	—	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（投資証券、投資信託受益証券）、デリバティブ取引（為替予約取引）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替リスク、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスク、投資銘柄の集中リスクを有しております。当ファンドが行うデリバティブ取引については、信託財産に属する外貨建資金の受渡しを行う際の円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	—	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門においては、運用管理の一環として個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	—	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II. 金融商品の時価等に関する事項

	第11特定期間末 (平成21年12月10日現在)	第12特定期間末 (平成22年6月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	—	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	—	(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
	—	(2) デリバティブ取引 —
	—	(3) 上記以外の金融商品 コールローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

第11特定期間末（平成21年12月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投 資 証 券	3,941,714,553	462,126,093
投資信託受益証券	2,538,766,319	△ 193,426,819
合 計	6,480,480,872	268,699,274

第12特定期間末（平成22年6月10日現在）

売買目的有価証券

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投 資 証 券	△ 121,966,758
投資信託受益証券	△ 83,985,268
合 計	△ 205,952,026

（デリバティブ取引に関する注記）

I.取引の状況に関する事項

第11特定期間 自 平成21年 6月11日 至 平成21年12月10日	第12特定期間 自 平成21年12月11日 至 平成22年 6月10日
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	1. 取引の内容 —
2. 取引に対する取組方針と利用目的 信託財産に属する外貨建資金の受渡しを行う際の円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。	2. 取引に対する取組方針と利用目的 —
3. 取引に係るリスクの内容 為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	3. 取引に係るリスクの内容 —
4. 取引に係るリスク管理体制 組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定しては行っておりません。デリバティブと現物資産等を統合し、各信託財産全体でのリスク管理を、リスクの種類毎に行っております。	4. 取引に係るリスク管理体制 —
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 —

II. 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（一口当たり情報に関する注記）

第11特定期間末 （平成21年12月10日現在）		第12特定期間末 （平成22年6月10日現在）	
一口当たり純資産額	0.5735 円	一口当たり純資産額	0.5309 円
（一万口当たり純資産額	5,735 円）	（一万口当たり純資産額	5,309 円）

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評 価 額		邦貨換算評価額 (円)
				単 価	金 額	
投資証券	米ドル					
		PARVEST CHINA M class share	192,489.878	107.18	20,630,422.04	1,882,319,707
		PARVEST ASIA M class share	32,903.604	305.87	10,064,225.35	918,259,920
		米ドル 小計	225,387.482	-	30,694,647.39	2,800,579,627
投資証券 合計			225,387.482	-	30,694,647.39	2,800,579,627
合計			225,387.482	-	30,694,647.39	2,800,579,627

種類	通貨	銘柄	券面総額	評 価 額	
				単 価	金 額
受換 益資 産債 券総	円				
		九州特化型日本株式ファンド	2,946,851,535	0.8008	2,359,838,709
		円 小計	2,946,851,535	-	2,359,838,709
投資信託受益証券 合計			2,946,851,535	-	2,359,838,709
合計			2,946,851,535	-	2,359,838,709

(注1) 投資証券及び投資信託受益証券における券面総額欄の数字は、証券数を表示しております。

(注2) 通貨の表示に関しては、その通貨の標記単位で表示しております。

(注3) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する 比率
米ドル	投資証券 2銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「九州特化型日本株式ファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、同投資信託の受益証券です。なお、同投資信託の有価証券報告書は平成21年9月30日に、半期報告書は平成22年5月14日に、それぞれ提出しております。

また、当ファンドは、「Parvest China M class share」投資証券、「Parvest Asia M class share」投資証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、これら投資証券です。これら投資証券は、ルクセンブルグの法律に基づき設立された会社型投資信託です。平成22年2月28日に会計年度を終了した、これら投資証券の財務書類はルクセンブルグの諸法規に準拠して作成され、独立の監査人により監査を受けております。これら投資証券の「純資産計算書」、「損益および純資産変動計算書」および「投資有価証券明細表」は、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社がBNP Paribas Investment Partners Luxembourgより入手し、抜粋・翻訳したものです。これらの投資証券の状

況は、次の通りです。

なお、以下に掲載した情報は当ファンドの監査の対象外であります。

I 「純資産計算書」

純資産計算書 2010年2月28日現在	PARVEST CHINA	PARVEST ASIA
資産	(USD)	(USD)
投資有価証券時価評価額	331,462,587	336,920,099
銀行預金	5,475,617	1,435,037
未収配当金及び未収利息	-	322,171
資産合計	336,938,204	338,677,307
負債		
当座借越	247,156	674,534
未払費用	484,814	431,522
未払配当金等	352	1,620
金融商品に係る未実現損失	101,960	-
負債合計	834,282	1,107,676
純資産額	336,103,922	337,569,631
2010年2月28日現在の株数(Mシェア)	233,101.847	40,004.196
一株当たり純資産額		
2010年2月28日現在	114.02	316.46
2009年2月29日現在	68.92	201.42
2008年2月28日現在	150.61	422.40

II 「損益および純資産変動計算書」

損益および純資産変動計算書 2010年2月28日	PARVEST CHINA	PARVEST ASIA
収益	(USD)	(USD)
配当金及び純利息	9,576,200	7,642,870
その他の収益	1,758	35,028
収益合計	9,577,958	7,677,898
費用		
投資顧問報酬	5,491,533	3,530,584
保管費用	477,054	356,201
管理事務費	824,007	615,261
登録税	185,646	108,963
銀行手数料	491	-
銀行支払利息	16,609	5,695
雑費	499,456	180,845
費用合計	7,494,796	4,797,549
投資純利益(純損失)	2,083,162	2,880,349
有価証券並びにオプションの売却に係る実現純利益(純損失)	71,006,119	(15,713,452)
金融商品に係る実現純利益(純損失)	(8,862,865)	-
外国為替に係る実現純利益(純損失)	(358,392)	(3,661,623)
当期実現純利益(純損失)	63,868,024	(16,494,726)
投資有価証券に係る未実現評価純利益(純損失)の変動	139,113,630	151,593,356
金融商品に係る未実現評価純利益(純損失)の変動	(101,960)	-
外国為替に係る未実現評価純利益(純損失)の変動	3,971	(712,936)
運用による純資産額の純変動	202,883,665	134,385,694
当会計年度中の総発行額	334,855,315	89,559,397
当会計年度中の総買戻し額	(457,574,629)	(155,430,806)
支払配当金	(162,600)	(48,424)
期首純資産	256,102,171	269,103,770
期末純資産	336,103,922	337,569,631

III 「投資有価証券明細表」

PARVEST CHINA (USD)				2010年2月28日現在	
通貨	銘柄名	数量	時価 (USD)	純資産 比率(%)	業種
【譲渡可能な上場又はその他規制市場取引の有価証券及び金融商品】					
株式					
HKD	AUSNUTRIA DAIRY CORP	7,449,000	5,306,104	1.58	食品
HKD	CHINA CORN OIL	2,500,000	2,057,754	0.61	食品
HKD	CHINA LIFE INSURANCE S.H	4,547,000	20,177,475	6.00	保険
HKD	PING AN INS.GRP CO.CHINA H	656,000	5,002,397	1.49	保険
HKD	BANK OF CHINA	36,210,900	17,584,666	5.23	銀行
HKD	BANK OF COMMUNICATIONS H	2,692,000	2,961,321	0.88	銀行
HKD	CHINA CITIC BANK CORP.H	2,108,000	1,409,258	0.42	銀行
HKD	CHINA CONSTRUCTION BANK S.H	27,224,000	20,584,681	6.13	銀行
HKD	CHINA MERCHANTS BANK H	1,452,000	3,576,079	1.06	銀行
HKD	CHINA MINSHENG H	1,529,800	1,594,248	0.47	銀行
HKD	ICBC H	28,705,800	20,299,955	6.04	銀行
HKD	GUANGZHOU SHIPYARD INTL S.H	1,744,000	2,861,993	0.85	造船
HKD	CHINA COAL ENERG. H	5,000,000	7,973,395	2.37	石炭
HKD	CHINA SHENHUA ENGY	3,156,000	13,578,010	4.04	石炭
HKD	FUSHAN HOLDINGS	5,778,000	5,150,344	1.53	石炭
HKD	YANZHOU COAL MINING S.H	3,378,000	7,144,723	2.13	石炭
HKD	NEO NEON HOLDINGS	1,569,500	1,213,012	0.36	電子部品・計器
HKD	CHONGQING CHANGAN AUTO.B	0	1	0.00	自動車工業
HKD	DONGFENG MOTOR H	4,858,000	7,046,095	2.10	自動車工業
HKD	CHINA EVERBRIGHT INTL	14,164,300	6,969,652	2.07	環境管理
HKD	CHINA SCIENCES CONSERVAT.PWR	37,500,000	792,187	0.24	環境管理
HKD	VINDA INTERNATIONAL HOLDINGS	2,077,000	1,310,947	0.39	化粧品
HKD	DIGITAL CHINA HOLDINGS	630,000	990,041	0.29	卸売業
HKD	INSPUR INTERNATIONAL	22,295,000	3,101,586	0.93	卸売業
HKD	WASION GROUP HOLDINGS	2,716,000	1,945,168	0.58	電気
HKD	CHINA LONGYUAN S.H	101,800	124,243	0.04	エネルギー
HKD	LONKING HOLDINGS	5,874,000	3,730,212	1.11	機械・機器
HKD	FIRST TRACTOR H	9,094,000	7,016,724	2.09	その他機械・機器
HKD	ANGANG STEEL ACT.H	2,026,000	3,731,884	1.11	鉄鋼
HKD	CHONGQING IRON STEEL H	6,848,000	2,161,138	0.64	鉄鋼
HKD	CHINA LILANG	1,000,000	762,561	0.23	繊維・アパレル
HKD	PEAK SPORT PRODUCTS CO.	1,528,000	958,528	0.28	繊維・アパレル
HKD	CHINA OVERSEAS LAND INVESTMENT	2,132,300	4,323,366	1.28	不動産
HKD	CHINA RESOURCES LAND	1,934,000	4,025,784	1.20	不動産
HKD	CHINA VANKE B	0	3	0.00	不動産
HKD	GUANGZHOU R AND F PROPERTIES	809,600	1,201,367	0.36	不動産
HKD	HOPSON DEVELOPMENT HOLDINGS	1,916,000	2,680,266	0.80	不動産
HKD	SILVER GRANT INTL INDUSTRIES	2,000,000	778,018	0.23	不動産
HKD	TENCENT HOLDINGS	855,800	16,779,348	4.99	インターネット
HKD	GKC HOLDINGS	6,500,000	0	0.00	建設資材
HKD	JIANGXI COPPER H	2,765,000	5,620,239	1.67	金属加工業
HKD	CHINA PETROLEUM CHEMICAL S.H	10,087,600	7,913,342	2.35	石油&ガス
HKD	CNOOC	11,080,800	17,740,623	5.20	石油&ガス
HKD	PETROCHINA CL.H	13,752,900	15,359,200	4.57	石油&ガス
HKD	ALUMINUM CORP. OF CHINA -H-	5,844,000	5,653,310	1.69	鋁業
HKD	HUNAN NONFERROUS METALS	254,000	104,370	0.03	鋁業
HKD	REAL GOLD MINING	2,512,000	3,164,544	0.94	鋁業
HKD	ZIJIN MINING GROUP H	3,037,000	2,597,559	0.77	鋁業
HKD	SINO PHARM GROUP H	1,027,600	4,626,195	1.38	医薬品
HKD	CHINA MERCHANTS HOLDINGS INTL	1,234,000	4,442,728	1.33	コンダロマリット

HKD	CHINA STRATEGIC	35,000	2,389	0.00	コングロマリット
HKD	CITIC RESOURCES HOLDINGS	12,474,000	3,342,117	0.99	コングロマリット
HKD	CHINA MOBILE	3,277,200	32,336,052	9.63	通信
HKD	CHINA TELECOM CORP	6,123,700	2,729,355	0.81	通信
HKD	CHINA UNICOM(HONG KONG)	2,784,400	3,339,178	0.99	通信
HKD	FOXCONN INTL HOLDINGS	466,000	477,806	0.14	通信
HKD	CHINA SHIPPING DEVELOPMENT S.H	1,764,000	3,003,881	0.89	運輸・輸送
HKD	COSCO DEVELOPMENT H	2,129,000	2,651,885	0.79	運輸・輸送
HKD	ANTA SPORTS PRODUCTS	1,709,000	2,456,738	0.73	小売
HKD	MAOYE INTERNATIONAL HOLDINGS	11,903,000	3,189,131	0.95	小売
HKD	PCD STORES GROUP	3,980,000	1,317,555	0.39	小売
HKD	TRINITY	1,388,000	759,856	0.23	小売
			331,462,587	98.62	
【その他の譲渡可能な有価証券及び金融商品】					
HKD	RNA HOLDINGS	1,600,000	0	0.00	鉱業
投資有価証券合計			331,462,587	98.62	

先物契約残高

2010/2/28現在

通貨	売買	数量	銘柄名	評価単価	未実現損益	評価額
HKD	売	110	HS CFI INDEX 03/10	11,529.000	(101,960.00)	(63,409,517.00)
TOTAL					(101,960.00)	

資産項目の銀行預金には先物取引契約に係る証拠金としてブローカー名義のUSD 683,664.00を含む。

PARVEST ASIA (USD)				2010年2月28日現在	
通貨	銘柄名	数量	時価 (USD)	純資産 比率(%)	業種
【譲渡可能な上場又はその他規制市場取引の有価証券及び金融商品】					
株式					
MYR	IOI CORP	606,300	956,048	0.28	農業
SGD	WILMAR INTL	303,000	1,401,088	0.42	農業
TWD	UNI-PRESIDENT ENTERPRISES	1,150,000	1,276,483	0.38	食品
HKD	CHINA LIFE INSURANCE S.H	2,899,000	12,864,416	3.81	保険
KRW	SAMSUNG FIRE MARINE INSURANCE	15,904	2,529,777	0.75	保険
TWD	CATHAY FINANCIAL HOLDING	2,385,000	3,844,554	1.14	保険
HKD	CHINA CONSTRUCTION BANK S.H	17,209,000	13,012,068	3.86	銀行
HKD	HANG SENG BANK	303,300	4,434,257	1.31	銀行
HKD	ICBC H	17,580,000	12,432,081	3.68	銀行
IDR	BANK CENTRAL ASIA	4,904,000	2,561,007	0.76	銀行
IDR	BANK MANDIRI	4,315,000	2,068,519	0.61	銀行
MYR	CIMB GROUP HOLDINGS	1,337,000	5,111,639	1.51	銀行
MYR	MALAYAN BANKING	629,100	1,287,568	0.38	銀行
SGD	DBS GROUP HOLDINGS	676,000	6,732,620	1.99	銀行
SGD	UNITED OVS BK LCL	482,000	6,391,493	1.89	銀行
THB	SIAM COMMERCIAL BK PUBLIC NVDR	608,200	1,545,102	0.46	銀行
KRW	LG CHEMICAL	14,700	2,724,804	0.81	化学
TWD	NAN YA PLASTICS	2,000,000	3,959,777	1.17	化学
SGD	SINGAPORE AIRLINES	426,000	4,509,432	1.34	航空
KRW	LE ELECTRONICS (NEW)	37,069	3,419,590	1.01	電子部品・計器
KRW	SAMSUNG ELECTRONICS	21,715	13,928,752	4.13	電子部品・計器
HKD	DONGFENG MOTOR H	1,482,000	2,149,509	0.64	自動車工業
KRW	HYUNDAI MOTOR	94,097	9,329,385	2.76	自動車工業
HKD	ESPRIT HOLDINGS	432,095	3,080,701	0.91	卸売業
HKD	LI FUNG	960,000	4,464,070	1.33	卸売業
KRW	SAMSUNG C AND T	59,170	3,014,869	0.89	卸売業
HKD	CHINA RESOURCES POWER HOLD.	642,000	1,275,182	0.38	電気
HKD	HUANENG POWER S.H	1,386,000	833,744	0.25	電気
KRW	KOREA ELECTRIC POWER	76,630	2,451,049	0.72	電気
PHP	MANILA ELECTRIC	100,000	390,244	0.12	電気
TWD	AU OPTRONICS	2,972,830	3,058,800	0.91	電子
IDR	UNITED TRACTORS	800,000	1,469,737	0.44	機械・機器
KRW	POSCO	28,793	13,156,556	3.90	鉄鋼
TWD	CHINA STEEL	3,321,955	3,335,160	0.99	鉄鋼
HKD	HKG AND CHINA GAS	1,401,000	3,154,512	0.93	ガス
TWD	FAR EASTERN TEXTILE	3,451,996	3,734,796	1.11	アパレル・繊維
MYR	GENTING	2,148,200	3,980,356	1.18	
HKD	CHEUNG KONG HOLDINGS	537,000	6,550,537	1.94	不動産
HKD	SUN HUNG KAI PROPERTIES	557,000	7,734,399	2.30	不動産
SGD	CAPITALAND	985,000	2,648,728	0.78	不動産
TWD	ACER	1,018,960	2,859,346	0.85	情報技術
TWD	HON HAI PRECISION INDUSTRY	3,642,000	14,421,511	4.27	情報技術
HKD	CHINA RAILWAY H	1,538,000	1,151,026	0.34	エンジニアリング・建設
HKD	TENCENT HOLDINGS	391,300	7,671,444	2.27	インターネット
IDR	INDOCEMENT TUNGGAL	2,330,500	3,420,230	1.01	建設資材
SGD	SINGAPORE PRESS HOLDINGS	214,000	564,803	0.17	メディア
HKD	CNOOC	6,732,000	10,613,977	3.15	石油・ガス
HKD	PETROCHINA CL.H	7,992,000	8,925,390	2.64	石油・ガス
THB	PTT PUBLIC NVDR	274,500	1,926,025	0.57	石油・ガス
HKD	ALUMINUM CORP. OF CHINA H	1,796,000	1,737,396	0.51	鉱業
THB	BANPU UNITS NVDR	155,100	2,579,919	0.77	鉱業
HKD	HENGAN INTERNATIONAL GROUP	664,000	4,563,049	1.35	ヘルスケア用品
TWD	MEDIA TEK	357,000	5,621,170	1.67	半導体
TWD	TAIWAN SEMICONDUCTOR MFG	7,976,307	14,623,330	4.33	半導体
HKD	HKG EXCHANGES AND CLEARING	394,000	6,592,620	1.96	各種金融サービス
KRW	KB FINANCIAL GROUP	141,520	5,948,012	1.76	各種金融サービス
KRW	SHINHAN FINANCIAL GROUP	173,960	6,216,606	1.84	各種金融サービス
TWD	FUBON FINANCIAL HOLDING	1,687,000	1,867,285	0.55	各種金融サービス
TWD	YUANTA FINANCIAL	3,637,000	2,063,867	0.61	各種金融サービス
HKD	BEIJ. ENTERPR.HOLD.	242,000	1,521,205	0.45	コンダロマリット
HKD	CHINA MERCHANTS HOLDINGS INTL	542,000	1,951,244	0.59	コンダロマリット

重要な会計方針

1) 様々なサブファンドを包括した財務書類

パーベストの財務書類（連結）は、ユーロ以外の通貨建てのサブファンドの財務書類を、会計年度末時点の為替レートで換算することによりユーロ建てで表示されている。

2) 為替換算

各サブファンドの会計帳簿は、その純資産総額を表示する通貨で管理され、それぞれの財務書類はその通貨で表示されている。サブファンド通貨以外の通貨建て有価証券の取得原価は、購入日における実勢為替レートで当該通貨に換算されている。サブファンド通貨以外の通貨建て収益及び費用については、発生日における実勢為替レートで当該通貨に換算されている。年度末に、各サブファンド通貨以外の通貨建て有価証券の時価評価額（以下に記載の方法により決定される。）、債権、銀行預金、及び債務は、年度末における実勢為替レートで当該通貨に換算されている。有価証券の時価評価額、債権、銀行預金、及び債務に係る為替差損益は、会計年度の収支に含まれている。

3) 財務書類の開示

財務書類は、会計年度に算出された直近の純資産総額に基づき表示されている。

純資産総額は、目論見書にしたがって、算出時点に知り得る直近の為替レートで計算されている。報告日の投資有価証券の評価は、2010年2月26日の株式時価ならびに為替レートをを用いている。この原則は、すべてのサブファンドに一様に適用されている。また、特定の流動性のない有価証券の評価については、通知期間後にのみ取得されるため、実質的に会計年度末の純資産総額に2010年2月26日の時価を用いることが不可能であるが、これらの純資産総額は年度決算上の純資産総額と著しい違いはないものとしている。

4) 投資有価証券の評価

公認の証券取引所に上場されているまたは定期的に取引が行われ且公開されているその他の規制ある市場で取引されている有価証券は、入手可能な直近の市場終値で評価される。また、係る市場が複数ある場合、当該有価証券の主要市場において入手可能な直近の市場終値で評価される。入手した価格が投資有価証券の公正価値を反映していない場合は、ファンドの取締役会が慎重かつ誠実に評価する予想処分価値を基に評価が行われる。

公認の証券取引所に上場されていないまたはその他の規制ある市場で取引されていない有価証券は、慎重かつ誠実に評価する予想処分価値を基に評価が行われる。

取締役会は、2007年8月27日に、PARVEST DYNAMIC ABS サブファンドに含まれる一部の資産について、「公正価値評価方法」を採用することを決定した。この「公正価値評価方法」を採用することにより、ABX指標、ブローカー、データベース、社内価格評価モデルなどの様々な情報や価格ソースを用いて、特定の資産を日々評価することが可能になる。

2010年2月28日時点において、PARVEST ABS サブファンドのポートフォリオ中24.92%が、この「公正価値評価方法」に基づいて評価されている。これらの有価証券は、サブファンドのポートフォリオにおいて、アスタリスクマーク(*)で識別されている。

PARVEST DYNAMIC ABS サブファンド (27.85%) 及びPARVEST CORPORATE BOND OPPORTUNITIES サブファンド (17.51%) における一部の有価証券の評価については、「公正価値評価方法」ではなく、気配値のみに基づいている。2010年2月28日時点で、これらのサブファンドのポートフォリオ中、現在の市場状況下では非流動的であると見なされたすべての有価証券について、アスタリスクマーク二つ(**)で識別している。

これらの有価証券については、目論見書に記述されている原則に従った一貫した評価過程が適用されていてもなお、前述の有価証券を実際に売却した場合に評価差異がある可能性がある。

5) 変動利付の譲渡可能債等の評価

変動利付の譲渡可能債等は、額面で組入資産に含まれている。経過利息並びに取得価格と額面の差の日割り計算は、「純資産計算書」の未収配当金及び未収利息、並びに「損益および純資産変動計算書」の配当金及び純利息に含まれている。

6) 為替予約の評価

会計年度末における未決済の外国為替予約は、その為替取引の決済日までの残存期間に対応する為替予約レートにより評価される。取引が成立した時点より未実現損益は認識される。

通貨毎の持高を算定するにあたり、為替予約残高は、その残存期間に対応する為替予約レートによって換算される。

7) 金融商品の評価

金融先物取引は、入手可能な直近の市場価格で評価されている。その他の金融商品は、評価日において市場において提示される清算可能価格で評価される。実現損益および未実現損益は、損益および純資産変動計算書に含まれる。金融商品に係る通貨別持高の算定にあたっては、その残高は会計年度末の実勢為替レートで換算されている。

指数先物取引の原資産証券は、契約額面総額で計算され、投資有価証券の後に表示されている。

8) クレジットデフォルトスワップの評価

クレジットデフォルトスワップの評価は、プロテクションスワップとプレミアムスワップの価格を比較することによって決定する。プレミアム価格は、将来のプレミアムをリスク調整後の割引率で割り引くことによって求められる。プロテクション価格は、取引契約に内在する予想損失額の現在価値である。予想損失額を算出するのに使用されるデフォルト確率は、市場スワップレート期間構造から計算される。市場スワップレートは、代表的な市場のカウンターパーティから提供される。

9) トータルリターンスワップ及びパフォーマンススワップの評価

ファンドは、スワップ（トータルリターンスワップ）及びパフォーマンススワップの契約を交わすことができる。この契約では、一方又は双方がアセットバスケット、インデックス等によって生じたりターンを支払うこととなる。支払額は、具体的な証券価格や証券指数、あるいは金融商品の所定の名目価格を参照することにより算出される。原資産は、譲渡可能な有価証券又は金融商品でなくてはならず、また指数については、規制市場から得られるものでなくてはならない。これらのトータルリターンスワップの評価は、常に原資産の直近の評価と取引成立時の評価との差額を反映している。

原資産の詳細については、BNP Paribas Asset Management Luxembourgから開示可能である。

10) オプション取引の表示

先物契約に係るオプション取引については、プレミアムが支払われていないときは、投資有価証券の最後に、「先物取引契約」の標題で分類されている。これらのオプション取引に係る原資産については、投資有価証券の最後に、行使価格の合計額を表示している。

それ以外のオプション取引は、「オプション」の標題で投資有価証券に含まれている。

11) セキュリティ・レンディング、売戻条件付取引並びに買戻条件付取引契約の評価

セキュリティ・レンディング取引はサブ・ファンドの報酬となり、損益および純資産変動計算書のその他の収益に計上される。取引はいつでも無効にできる。貸出中の有価証券は、当該サブ・ファンドの純資産に時価で表示されている。

売戻条件付証券取引（または買戻条件付証券取引）については、原証券によって保証される、貸借取引として扱われる。これらの取引は、証券の貸借当事者の一方が他方に証券を貸出し、両者合意により決められた期日に決められた価格で、貸し手は買戻しを保証し、借り手は返還を保証する。

売戻条件付証券取引契約は、原証券の市場時価に関係なく原通貨建の取得価格で評価される。また、経過利息は取得日から計算され「その他未収金」として表示されている。

買戻条件付証券取引契約については、市場時価で評価される。

12) 金利スワップの評価

金利スワップは、適用金利カーブを参照した市場時価で評価される。

13) 比較

被合併ファンド（またはサブ・ファンド）の純資産の合併については、当該会計年度中に併合され且つ2008年2月29日時点に存在したものについて、併合するファンドが被合併ファンドを合併日に取得する方法により会計帳簿に記録された。結果的に、「損益および純資産変動計算書」における当年度中の総発行額は、被合併ファンド（またはサブ・ファンド）の純資産額を含む。

14) 地域別分類

投資有価証券の地域別分類は、有価証券の発行国に基づいたものである。

15) 略語

A=買

V=売

ZC=ゼロ・クーポン

FLR=変動利率

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2010年7月末現在）

種 類	金 額 / 単 位
I 資産総額	5,202,549,394 円
II 負債総額	37,679,961 円
III 純資産総額 (I - II)	5,164,869,433 円
IV 発行済口数	9,595,577,677 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.5383 円

(参考情報)

PARVEST CHINA（パーベスト・チャイナ）（2010年7月末現在）

種 類	金 額 / 単 位
I 純資産額	464.63 百万米ドル
II 純資産額 (Mクラスシェア)	22.12 百万米ドル
III 発行済株数 (Mクラスシェア)	190,628.25 株
IV 1株当たり純資産額 (Mクラスシェア)	116.02 米ドル

PARVEST ASIA（パーベスト・アジア）（2010年7月末現在）

種 類	金 額 / 単 位
I 純資産額	356.23 百万米ドル
II 純資産額（Mクラスシェア）	11.01 百万米ドル
III 発行済株数（Mクラスシェア）	32,579.58 株
IV 1株当たり純資産額（Mクラスシェア）	337.79 米ドル

九州特化型日本株式ファンド（2010年7月末現在）

種 類	金 額 / 単 位
I 資産総額	2,852,023,204 円
II 負債総額	47,383,154 円
III 純資産総額（I－II）	2,804,640,050 円
IV 発行済口数	3,532,300,164 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.7940 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（2010年7月末現在）

資本金	4億5,000万円
発行株式総数	50,000株
発行済株式総数	9,000株
株式 記名式・額面	100,000円
2000年5月10日に7,000万円の増資	
2000年12月26日に1億2,000万円の増資	
2001年9月26日に3,000万円の増資	
2001年11月30日に1億7,500万円の増資	
2002年9月27日に1億5,000万円の増資	
2005年3月30日に8億500万円の減資	
2005年3月30日に3億1,000万円の増資	
2009年6月30日に4億5,000万円の増資	
2010年2月5日に4億5,000万円の減資	

b. 委託会社等の機構（2010年7月末現在）

- (1) 3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとし、しない時もしくは議長となろうとし、しない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用の意思決定プロセス

- ① 運用部が独自に行う調査およびビー・エヌ・ピー・パリバ グループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢および個別企業の分析情報に基づき、運用部において投資環境（内外経済・産業動向・株式および債券市場・為替市場等）の分析を行います。
- ② 運用部のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- ③ 運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。
- ④ 運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部へのフィードバックおよび担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（2010年7月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	82	4,237
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	32	728
単位型公社債投資信託	30	551
合計	144	5,517

※純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第11期 (平成21年 3月31日現在)		第12期 (平成22年 3月31日現在)	
資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
流動資産	＊ 2	千円	千円	千円	千円
預金			142,714		650,883
前払費用			19,706		21,476
未収委託者報酬			365,880		630,040
未収運用受託報酬			94,114		79,709
未収投資助言報酬			61,005		68,017
未収収益			16,411		16,185
未収入金			29,222		8,019
未収還付法人税等			45,879		—
流動資産計				774,935	
固定資産	＊ 1 ＊ 1				
有形固定資産			105,913		96,126
建物		102,111		93,220	
器具備品		3,801		2,905	
無形固定資産			2,824		2,288
ソフトウェア		1,699		1,163	
その他		1,124		1,124	
投資その他の資産			157,915		157,154
長期差入保証金		151,715		151,154	
投資有価証券		6,000		—	
その他	200		6,000		
固定資産計			266,653		255,568
資産合計			1,041,588		1,729,903

期別		第11期 (平成21年 3 月31日現在)		第12期 (平成22年 3 月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			16,396		78,131
未払金			353,734		544,232
未払手数料		171,818		313,366	
未払委託調査費		152,884		196,124	
その他未払金		29,032		34,742	
未払費用			53,856		57,143
賞与引当金			43,709		41,815
役員賞与引当金			7,631		5,179
未払法人税等			—		3,895
流動負債計			475,328		730,397
固定負債					
退職給付引当金			304,191		347,596
役員退職慰労引当金			43,790		10,050
固定負債計			347,981		357,646
負債合計			823,310		1,088,043
純資産の部					
科目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			37,200		457,777
資本準備金		37,000		7,777	
その他資本剰余金		200		450,000	
利益剰余金			△268,923		△265,918
利益準備金		75,500		75,500	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△344,423		△341,418	
株主資本合計			218,277		641,859
純資産合計			218,277		641,859
負債・純資産合計			1,041,588		1,729,903

（２）【損益計算書】

期別		第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日		第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			2,912,661		2,287,627
運用受託報酬			189,624		228,150
投資助言報酬			210,935		214,404
その他営業収益			69,521		63,660
営業収益計			3,382,743		2,793,843
営業費用					
支払手数料			1,342,714		1,058,102
広告宣伝費			34,680		7,306
調査研究費			62,550		51,923
委託調査費			630,546		513,358
委託計算費			108,158		97,072
営業雑経費			88,521		53,136
印刷費		85,007		49,900	
協会費		3,514		3,235	
営業費用計			2,267,170		1,780,901
一般管理費					
給料			821,408		825,549
役員報酬		81,717		72,320	
給料・手当		608,765		605,972	
賞与		130,925		147,256	
業務委託費			125,807		105,244
交際費			2,879		549
旅費交通費			34,404		16,160
事業税			4,414		5,135
租税公課			1,840		8,132
不動産賃借料			208,180		211,357
賞与引当金繰入額			43,709		41,815
役員賞与引当金繰入額			7,631		5,179
退職金			410		—
退職給付費用			71,250		55,464
役員退職慰労金			—		3,594
役員退職慰労引当金繰入額			4,915		10,050
固定資産減価償却費			10,516		10,613
諸経費			83,308		70,134
一般管理費計			1,420,675		1,368,979
営業利益又は営業損失（△）			△305,103		△356,037
営業外収益					
受取利息	* 1	1,582		562	
受取違約金		3,256		13,026	
雑益		1,130		2,189	
営業外収益計			5,969		15,778
営業外費用					
雑損失			—		208
経常利益又は経常損失（△）			△299,133		△340,468
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）			△299,133		△340,468
法人税、住民税及び事業税		1,744		950	
法人税等調整額		49,775	51,519	—	950
当期純利益又は当期純損失（△）			△350,652		△341,418

（３）【株主資本等変動計算書】

第11期
自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	—
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	—
	当期末残高	37,000
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	—
	当期末残高	200
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	—
	当期末残高	37,200
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	—
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	6,229
	当期変動額	—
	当期末残高	△350,652
利益剰余金合計	前期末残高	81,729
	当期変動額	△350,652
	当期末残高	△268,923
株主資本合計	前期末残高	568,930
	当期変動額	△350,652
	当期末残高	218,277
純資産合計	前期末残高	568,930
	当期変動額	△350,652
	当期末残高	218,277

第12期

自 平成21年4月1日

至 平成22年3月31日

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	新株の発行 450,000
		その他資本剰余金へ振替 △450,000
	当期変動額合計	—
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	新株の発行 315,000
		その他利益剰余金へ振替 △344,223
	当期変動額合計	△29,223
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	その他利益剰余金へ振替 △200
		資本金から振替 450,000
	当期変動額合計	449,800
	当期末残高	450,000
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	420,577
	当期末残高	457,777
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	—
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	△344,423
	当期変動額	剰余金の配当 —
		資本剰余金から振替 344,423
		当期純損失 △341,418
	当期変動額合計	3,005
利益剰余金合計	当期末残高	△341,418
	前期末残高	△268,923
	当期変動額	3,005
株主資本合計	当期末残高	△265,918
	前期末残高	218,277
	当期変動額	423,582
純資産合計	当期末残高	641,859
	前期末残高	218,277
	当期変動額	423,582
	当期末残高	641,859

重要な会計方針

項目	期別 第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他の有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用して おります。	その他の有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）につ いては、社内における見込み利用可能 期間（5年）による定額法を採用して おります。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支 給見込み額のうち当事業年度に負担す べき額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給 見込み額のうち当事業年度に負担すべ き額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当 社退職金規定に基づく自己都合退職金 要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内 規に基づく期末要支給額を計上してお ります。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
4. その他財務諸表作成のため の重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式に よっております。	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式に よっております。ただし、資産に係る控除 対象外消費税等については、発生事業年 度の期間費用としております。

会計方針の変更

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
（リース取引に関する会計基準等） 当事業年度より平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 この変更に伴う損益に与える影響はありません。	—

表示方法の変更

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
（貸借対照表） 前事業年度に流動資産に表示しておりました「未収投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「未収運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「未収投資助言報酬」に分けて表示しております。 なお、前事業年度の「未収運用受託報酬」は88,882千円、「未収投資助言報酬」は268,797千円であります。 前事業年度に流動負債の「未払手数料」に含めて表示しておりました「未払委託調査費」は、重要性が増したため当事業年度より区分掲記しております。 なお、前事業年度の「未払委託調査費」は300,515千円であります。 （損益計算書） 前事業年度まで営業収益に表示しておりました「投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「投資助言報酬」に分けて表示しております。 なお、前事業年度の「運用受託報酬」は270,544千円、「投資助言報酬」は239,080千円であります。 前事業年度において営業費用の「支払手数料」に含めて表示しておりました「委託調査費」については、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。 なお、前事業年度の「委託調査費」は704,328千円、であります。	—

注記事項

（貸借対照表関係）

第11期 (平成21年3月31日現在)		第12期 (平成22年3月31日現在)	
＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。		＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	
建物	12,189千円	建物	21,080千円
器具備品	7,234千円	器具備品	8,009千円
＊2 関係会社項目		＊2 関係会社項目	
預金	62,244千円	預金	449,400千円

（損益計算書関係）

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日		第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	
＊1 関係会社取引項目		＊1 関係会社取引項目	
受取利息	1,400千円	受取利息	470千円

（株主資本等変動計算書関係）

（株主資本等変動計算表）

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	—	—	4,500	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当り 配当額（円）	基準日	効力発生日
—	—	—	—	—	—
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
—					

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	4,500	—	9,000	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当り 配当額（円）	基準日	効力発生日
—	—	—	—	—	—
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
—					

（リース取引関係）

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日						
リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。	(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。 (2) オペレーティング・リース取引（借主側）は次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 <table> <tr> <td>1 年内</td><td>139,855千円</td></tr> <tr> <td>1 年超</td><td>221,437千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>361,292千円</td></tr> </table>	1 年内	139,855千円	1 年超	221,437千円	合計	361,292千円
1 年内	139,855千円						
1 年超	221,437千円						
合計	361,292千円						

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。 当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは利用しておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。長期差入保証金は信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスク 営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、総務・業務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。 ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク） 当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。 ③流動性リスク 当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第12期
自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	650,883	650,883	—
(2) 未収委託者報酬	630,040	630,040	—
(3) 長期差入保証金	151,154	147,695	3,459
資産計	1,432,077	1,428,618	3,459
(1) 未払手数料	313,366	313,366	—
(2) 未払委託調査費	196,124	196,124	—
負債計	509,490	509,490	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬

営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

負債

(1) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	650,883	—	—	—
未収委託者報酬	630,040	—	—	—
長期差入保証金	—	151,154	—	—

追加情報

当事業年度より「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券関係)

第11期 (平成21年3月31日現在)	第12期 (平成22年3月31日現在)
(1) 時価のある有価証券 該当事項はありません。	重要性が低いため記載を省略しております。
(2) 時価評価されていない有価証券 その他有価証券 非上場株式 6,000千円	

(デリバティブ取引関係)

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>304,191千円</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td><td>304,191千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>71,250千円</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	304,191千円	(2) 退職給付引当金	304,191千円	勤務費用	71,250千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>347,596千円</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td><td>347,596千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>55,464千円</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	347,596千円	(2) 退職給付引当金	347,596千円	勤務費用	55,464千円
(1) 退職給付債務	304,191千円												
(2) 退職給付引当金	304,191千円												
勤務費用	71,250千円												
(1) 退職給付債務	347,596千円												
(2) 退職給付引当金	347,596千円												
勤務費用	55,464千円												

(税効果会計関係)

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日																																																
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>123,775</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>17,785</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金超過額</td><td>17,818</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>3,575</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1,368</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>96,278</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>260,602</td></tr> <tr> <td>評価性引当金</td><td>△260,602</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>—</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は税引前当期純損失を計上したため、差異の原因についての記載を省略しております。	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	123,775	賞与引当金	17,785	役員退職慰労引当金超過額	17,818	未払費用	3,575	その他	1,368	繰越欠損金	96,278	繰延税金資産小計	260,602	評価性引当金	△260,602	繰延税金資産合計	—	繰延税金負債	—	繰延税金資産の純額	—	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>141,437</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>19,121</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金超過額</td><td>4,089</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>4,014</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,963</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>206,460</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>379,084</td></tr> <tr> <td>評価性引当金</td><td>△ 379,084</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>—</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は税引前当期純損失を計上したため、差異の原因についての記載を省略しております。	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	141,437	賞与引当金	19,121	役員退職慰労引当金超過額	4,089	未払費用	4,014	その他	3,963	繰越欠損金	206,460	繰延税金資産小計	379,084	評価性引当金	△ 379,084	繰延税金資産合計	—	繰延税金負債	—	繰延税金資産の純額	—
繰延税金資産																																																	
退職給付引当金超過額	123,775																																																
賞与引当金	17,785																																																
役員退職慰労引当金超過額	17,818																																																
未払費用	3,575																																																
その他	1,368																																																
繰越欠損金	96,278																																																
繰延税金資産小計	260,602																																																
評価性引当金	△260,602																																																
繰延税金資産合計	—																																																
繰延税金負債	—																																																
繰延税金資産の純額	—																																																
繰延税金資産																																																	
退職給付引当金超過額	141,437																																																
賞与引当金	19,121																																																
役員退職慰労引当金超過額	4,089																																																
未払費用	4,014																																																
その他	3,963																																																
繰越欠損金	206,460																																																
繰延税金資産小計	379,084																																																
評価性引当金	△ 379,084																																																
繰延税金資産合計	—																																																
繰延税金負債	—																																																
繰延税金資産の純額	—																																																

(関連当事者関係)

1. 関連当事者との取引

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,198 百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入(注1)	—	預金	62,244

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

追加情報

当事業年度より「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,369 百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入(注1)	—	預金	449,400

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジル	Comissao de Valores Mobiliarios	2,369 百万リアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払(注2)	331,610	未払委託調査費	144,534

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注2) 委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

（１株当たり情報）

第11期 自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日		第12期 自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日	
１株当たり純資産	48,506円	１株当たり純資産	71,317円
１株当たり当期純損失	77,922円	１株当たり当期純損失	43,272円
損益計算書上の当期純損失	350,652千円	損益計算書上の当期純損失	341,418千円
１株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失	350,652千円	１株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失	341,418千円
差額	－	差額	－
期中平均株式数・普通株式	4,500株	期中平均株式数・普通株式	7,890株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日												
該当ありません。	(吸収合併) ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社は平成22年5月12日付で吸収合併契約を締結しております。 (1) 企業結合の概要 1) 結合当事企業の名称及びその事業内容 結合企業： 名称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 被結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 事業の規模 被結合企業の直前期（平成21年12月期）の概要 <table data-bbox="970 1055 1414 1223"> <tr> <td>営業収益</td><td>3,618,439千円</td></tr> <tr> <td>当期純損失</td><td>96,515千円</td></tr> <tr> <td>総資産額</td><td>3,661,567千円</td></tr> <tr> <td>総負債額</td><td>1,838,461千円</td></tr> <tr> <td>純資産額</td><td>1,823,106千円</td></tr> <tr> <td>従業員数</td><td>59名</td></tr> </table> 2) 企業結合日 合併効力発生日については、平成22年7月1日を予定しております。 3) 企業結合の法的形式 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併 4) 企業結合後の名称 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 5) 取引の概要 本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行う予定です。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。 (2) 実施する会計処理の概要 当該合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。	営業収益	3,618,439千円	当期純損失	96,515千円	総資産額	3,661,567千円	総負債額	1,838,461千円	純資産額	1,823,106千円	従業員数	59名
営業収益	3,618,439千円												
当期純損失	96,515千円												
総資産額	3,661,567千円												
総負債額	1,838,461千円												
純資産額	1,823,106千円												
従業員数	59名												

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社との平成22年7月1日付の合併に伴い、同日付で定款の一部を変更しました。

変更事項	商号変更、株式の議決権行使の基準日、株主総会の招集者（議長）の定め、取締役会の議長の選定の定め
変更年月日	平成22年7月1日

(2) 訴訟事件その他の重要事項

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社との平成22年7月1日付の合併に伴い、同日付で「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」に社名変更致しました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

①名 称：住友信託銀行株式会社

②資本金の額：342,037百万円（2010年3月末現在）

③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

・名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・資本金の額：51,000百万円（2010年3月末現在）

・業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

①名 称	②資本金の額 (2010年3月末現在)	③事業の内容
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	銀行法に基づき銀行業を営みます。
株式会社長崎銀行	4,121百万円	
西日本シティTT証券株式会社※	1,575百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※ 西日本シティTT証券株式会社の資本金の額は、2010年5月6日現在のものです。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務等を行います。

(2) 販売会社：販売会社として、募集・販売の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社：該当事項はありません。

(2) 販売会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において、次の書類を提出しております。

2009年12月11日 臨時報告書

2010年 3月10日 有価証券届出書の訂正届出書

2010年 3月10日 有価証券報告書

2010年 3月11日 臨時報告書

2010年 4月27日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成22年8月24日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

（旧会社名 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社）

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNCドリーム 九州アジアファンドの平成21年12月11日から平成22年6月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NCドリーム 九州アジアファンドの平成22年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社（旧会社名 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月23日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年5月12日にフォルティス・アセットマネジメント株式会社と吸収合併契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年2月3日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNCドリーム 九州アジアファンドの平成21年6月11日から平成21年12月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NCドリーム 九州アジアファンドの平成21年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月18日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。